

「公的統計市場に関する年次レポート 2011」

—環境整備の進展と実効性の実現を目指して—

報告書

2012 年 5 月

 一般社団法人 日本マーケティングリサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

はじめに

2004年に始まった政府の公共サービス改革基本方針に基づき、各府省等の公的統計の分野でも民間事業者の活用の検討・実施が端緒についてから4年が経過し、市場化テストの効果が顕かとなる時期に至った。他方で、民間事業者の立場から府省等との相互理解・協力体制を目指して(一般社団法人)日本マーケティング・リサーチ協会に設置された本委員会の活動も、4年に達したこととなる。

本委員会は、2008～2010年度の3年間、府省等の民間事業者に対する要求に対して、事業者の実態を明らかにし、かつ、事業者とその従業員の能力向上に資する活動を行う一方、公的統計に関する事業者側の要求も明らかにし、府省等に伝達することに努めてきたことは、各年次レポートに示すとおりである。

本年度は、委員会内に3つの小委員会を設け、以下の活動を行った。

市場動向分析小委員会は、昨年度に引き続き「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を実施し、また昨年度から実施に入った「調査員の実態調査」の結果を集計・分析し公表した。後者は、統計調査員と民間調査の調査員の関係を明らかにするなど、本邦初の調査員の実態データを提供したものである。その後、いくつかの府省からさらなる追加分析の要求を示されたことから、価値ある調査であったと考えている。

民間ガイドライン検討小委員会では、公共サービス改革法に基づき市場化テストの対象となった各府省の4本の調査と、同法対象外の1本について、実施要領チェックリストと参照し、問題点の抽出を行った。また、総合評価方式による入札時の評価項目について、妥当性の検討と問題点の抽出を行った。

資格制度検討小委員会では、本協会が過去に度々検討してきた調査員と調査会社社員の能力に基づく資格問題について、日本統計学会が中心となってスタートした「統計検定」等の中の「統計調査士」、「専門統計調査士」資格の検討に先方の要請に基づき一部の本委員会委員等を参加させ、資格基準等について積極的に協力した。同資格試験は2011年11月20日(日)に実施され、多くの調査会社社員が両資格に合格した。

この件以外にも、日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」にも、先方の要請に基づき昨年度に引き続き本委員会委員等を参加させているし、本年度は府省等の要請に基づく府省の委員会での意見陳述や、府省との意見交換の場も増加している。このことは、本委員会の活動が公的統計に関係する諸機関に認知・評価された結果であると自負している。

このような認知・評価を得られたことは、各府省関係者・学識者等のご理解と御指導・ご協力の賜物であり、ここに関係各位に深甚なる感謝の意を表したい。

とはいえ、調査環境の変化等から本委員会に要求される活動事項は、ますます増加かつ複雑化の道を辿るものと予測される。そこで、来年度も委員会活動に一層励み、鋭意努力することを表明しておく。そこで、関係各位には来年度も一層のご指導・ご協力を賜るようお願い申し上げます。

2012年5月

公的統計基盤整備委員会
委員長 島崎 哲彦

目 次

(頁)

第一部 2011年度の「まとめ」

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1. 1 委員会設立の経緯	3
1. 2 委員会設立の目的	3
1. 3 委員会の構成	3
1. 3. 1 参加企業及び委員	3
1. 3. 2 組織体制	4
第2章 公的統計基盤整備委員会の活動	5
2. 1 関係各府省への表敬訪問	5
2. 2 委員会の開催	5
2. 3 全体会議における講演会・意見交換会	6
2. 4 小委員会活動	6
2. 5 各府省、関係機関とのコンタクト	7
2. 6 関係機関、団体等の動向	8
2. 6. 1 社団法人 日本品質管理学会	8
2. 6. 2 一般社団法人 日本統計学会	9
2. 6. 3 一般社団法人 社会調査協会	10
2. 6. 4 公益財団法人 統計情報研究開発センター（シンフォニカ）	14
2. 6. 5 ISO20252 認証協議会	15
第3章 2011年度の公的統計に対応する民間事業者の状況	16
3. 1 中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況	16
3. 1. 1 2011年度の公的統計の民間開放の状況	16
3. 1. 2 「その他調査」の受注実績	23
3. 1. 3 まとめ	24
3. 2 公的統計に対応する民間事業者の状況（2010年度）	24
3. 3 JMRA 会員社の中央省庁からの受注実績（2010年度）	25
第4章 2011年度の総括と今後の展望	28
4. 1 公的統計の民間開放の進展状況	28
4. 2 公的統計の改革や見直しの動き	29
4. 3 今後の展望と課題	31

第二部 各小委員会の活動報告

A. 「市場動向分析」小委員会報告

第1章 「市場動向分析」小委員会の活動	37
1. 1 目的	37
1. 2 検討課題	37
1. 3 検討方法	37
1. 4 運営体制	37
第2章 検討結果の要約	38
2. 1 公的統計の民間開放の状況	38
2. 2 JMRA 会員社の公的統計への対応状況	39
2. 3 JMRA 会員社の調査員実態	41

第3章 公的統計の民間開放の状況	42
3.1 2011年度公的統計の民間開放の状況	42
3.2 2011年度のJMRA会員社における「その他調査」の受注実績	46
第4章 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果の概要	48
4.1 調査概要	48
4.2 調査結果のまとめ	49
4.2.1 官公庁からの受注状況	49
4.2.2 調査機関保有調査員の実態	51
4.2.3 資格認定制度の実態と意向	51
4.2.4 公的統計基盤整備委員会について	51
第5章 「調査員実態調査」結果の概要	51
5.1 調査概要	51
5.2 調査結果のまとめ	53

B. 「民間版ガイドライン検討」小委員会報告

第1章 「民間版ガイドライン検討」小委員会について	57
1.1 目的	58
1.2 検討課題	58
1.3 検討方法	58
1.4 運営体制	58
第2章 検討結果の要約	60
2.1 「実施要項（案）チェックリスト」遵守評価	60
2.2 総合評価方式における配点の現状と課題	61
2.3 応札関連書類に関する課題	62
第3章 「実施要項（案）チェックリスト」遵守評価	63
3.1 公共サービス改革法対象案件での状況	63
3.1.1 「就労条件総合調査（厚生労働省）」のケース	63
3.1.2 「農業物価統計調査（農林水産省）」のケース	65
3.1.3 「企業活動基本調査（経済産業省）」のケース	67
3.1.4 「消費動向調査（内閣府）」のケース	69
3.2 公共サービス改革法非対象案件での状況 「サービス産業動向調査（総務省）」のケース	71
第4章 総合評価方式における配点の現状と課題	74
第5章 応札関連書類に関する課題と要望	76

C. 「資格制度検討」小委員会報告

第1章 「資格制度検討」小委員会の活動	81
1.1 目的	81
1.2 活動計画	81
1.3 運営体制	81
第2章 活動結果の要約	82

<資料編>

資料 1. 「民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換」(2011 年 12 月 13 日) (JMRA からの意見等に関する WG における整理)	85
資料 2. 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」報告書	97
I. 調査概要	97
II. 調査結果のまとめ	98
III. 官公庁からの受注状況	101
IV. 調査機関保有調査員の実態	119
V. 資格認定制度の実態と意向	123
VI. JMRA 公的統計基盤整備委員会について	128
添付資料：調査票	129
資料 3. 「調査員実態調査」報告書	145
I. 調査設計	145
II. 調査結果のまとめ	146
III. 調査結果の詳細	147
IV. 調査票	162
資料 4. 実施要項チェックリスト評価結果一覧	167

第一部
2011年度の「まとめ」

第一部 2011 年度の「まとめ」

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1. 1 委員会設立の経緯

2007 年 5 月、60 年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて 2007 年 10 月に新たに統計委員会が発足し、わが国の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009 年度から 5 年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「基本的な計画」として策定し、2009 年 3 月に閣議決定の運びとなった。

「基本的な計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性が指摘されている。

こうした期待と要請に応えていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（以下 JMRA）では幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、2008 年 4 月に JMRA 内に「公的統計基盤整備委員会」を設立した。

1. 2 委員会設立の目的

公的統計基盤整備委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制整備、基盤整備に取り組むとともに、行政府をはじめとする関係機関や学識者の方々に民間事業者の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に推進されることを目指すものである。

また、この委員会発足を契機として、委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者の方々との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して、JMRA としても「官・学・民」の連携、友好関係がより一層深まることを目指すものである。

1. 3 委員会の構成

1. 3. 1 参加企業及び委員

17 社 1 大学（会社名 50 音順）

Ipsos 日本統計調査（株）：金子 順勇

（株）RJC リサーチ：小内 隆

（株）インテージ：里吉 秀之

（株）インテージリサーチ：小須田 巖

（株）インテージリサーチ：飯田 房男

（株）インテージリサーチ：鋤柄 卓也

（株）サーベイリサーチセンター：岩間 伸之

（株）サーベイリサーチセンター：半田 文浩

（株）サン・パートナーズ：中野 光義

首都大学東京 大学院 社会科学研究科：中山 厚穂

（社）新情報センター：山本 恭久

（一社）中央調査社：山中 博司

（株）電通マーケティングインサイト：中島 文夫

(株) 東京サーベイ・リサーチ：芦川 勝彦
 (株) トランスコスモス：角田 光志
 (株) 日経リサーチ：鈴木 督久
 (株) 日経リサーチ：坂内 克正
 (株) 日本リサーチセンター：武井 雅
 (株) ビデオリサーチ：森 正実
 (株) マーケティング・サービス：大竹 延幸
 (社) 輿論科学協会：井田 潤治
 (株) 三菱総合研究所：保坂 孝信
 (一社) 日本マーケティング・リサーチ協会 事務局長／立石 憲彰
 (一社) 日本マーケティング・リサーチ協会 事務局／阿部 三郎

1. 3. 2 組織体制

委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

1) 全体会議

月一回開催。委員会メンバーの全員参加。全体会議の前半は、学識者、各府省統計セクションの実務担当者をゲストスピーカーに招いて、講演会並びに意見交換会を開催した。後半は、委員会事務局からの報告と質疑を行った。

2) 幹事会

① 幹事会の構成メンバー

部会長／管轄担当理事 (専務理事)	鈴木 稲博	(株) 日本リサーチセンター
担当理事	福田 徹	(株) 電通マーケティングインサイト
委員長	島崎 哲彦	東洋大学社会学部教授
副委員長	岩間 伸之	(株) サーベイリサーチセンター
副委員長	鈴木 督久	(株) 日経リサーチ
事務局長	坂内 克正	(株) 日経リサーチ
幹事	武井 雅	(株) 日本リサーチセンター
幹事	飯田 房男	(株) インテージリサーチ
幹事	山中 博司	(一社) 中央調査社
幹事	山本 恭久	(社) 新情報センター
幹事	芦川 勝彦	(株) 東京サーベイ・リサーチ
幹事	小内 隆	(株) RJC リサーチ

② 幹事会の役割

- ・委員会運営に責任を持つ
- ・各府省等から求められる意見招請等に対応して原案を作成し、協会の手続きを経て関係機関に意見書（パブリックコメント）を提出する
- ・関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ・関係機関等主催の研究会、委員会への参加
- ・関係機関等との「意見交換」への対応
- ・統計委員会、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会等の傍聴

- ・委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

3) 小委員会

2011 年度は、委員会の中に次の 3 つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

① 市場動向分析小委員会

(リーダー：芦川委員、サブリーダー：小内委員)

② 民間版ガイドライン検討小委員会

(リーダー：武井委員、サブリーダー：飯田委員、山本委員、山中委員)

③ 資格制度検討小委員会

(リーダー：鈴木委員、サブリーダー：山中委員)

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動

2011 年 5 月に、2010 年度の委員会活動の成果を取りまとめた年次レポートを刊行した。6 月下旬に幹事会を開催し、2011 年度の委員会活動の取組みに向けて、活動方針案の検討を行った。2011 年度の委員会活動は 7 月度を第一回目の委員会としてスタートすることになった。

2. 1 関係各府省への表敬訪問

2011 年度も「公的統計市場に関する年次レポート 2010」(報告書)の完成を待って、各府省統計主管部署のトップ、関係機関等への JMRA としての表敬訪問を実施した。

JMRA 会長、専務理事、事務局長等協会幹部と当委員会関係者が総務省政策統括官、総務省統計局長、内閣府統計委員会担当室を訪問した。各々「年次レポート 2010」持参で訪問し、この一年間の委員会活動の取組み、2011 年度の活動方針などを説明すると同時に、民間事業者の立場から公的統計に関する意見交換を行った。

上記に加え、当委員会関係者は、内閣府公共サービス推進室、厚生労働省統計情報部、経済産業省調査統計グループを訪ね、「年次レポート 2010」(報告書)の内容を説明するとともに意見交換を行った。

2. 2 委員会の開催

2011 年度の公的統計基盤整備委員会は、7 月から月一回を定例として、5 月末までに計 10 回開催した。(8 月は休会)

委員会当日は、全体会議の前に幹事会を開催し、その後全体会議、小委員会の開催を基本パターンとした。

全体会議では、前回委員会開催日以降の活動状況として、各府省への表敬訪問、国の統計調査に関連する委員会等(内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会)の傍聴、各府省の統計主管部署とのコンタクト、関係機関・関連団体等の動向などについて、委員会事務局から報告を行った。

また、全体会議の中で、有識者や統計実務の関係者を講師に招いて、講演会、意見交換会を開催した。

小委員会は、全体会議の後の時間を当てて開催し、必要に応じて各小委員会のグループ単位での調査研究等の活動を行った。

2. 3 全体会議における講演会・意見交換会

講演の依頼先については、幹事会で協議し決定した。講演の依頼にあたっては、委員会事務局と JMRA 事務局が講演の依頼先とコンタクトを取り、講演会でお聞きしたいこと、お願いしたいことを伝え、講師の人選についても依頼先の了承を得て開催することとした。

各月の講演会&意見交換会のテーマと講師は以下の通り。

1) 11 月（第 4 回委員会）

テーマ：「統計調査の質確保のための資格認定制度の創設について」

講師：舟岡史雄氏 信州大学経済学部教授

2) 12 月（第 5 回委員会）

テーマ：「ISO20252 の概要およびその民間事業者の活用について」

講師：篠 恭彦氏 一般社団法人日本能率協会 審査登録センター

3) 4 月（第 9 回委員会）

テーマ：「総合評価方式の基準・指標の明確化」と「統計調査業務に関する民間競争入札実施要項標準例」について

講師：山口大輔氏、角本健吾氏、太田浩城氏 内閣府公共サービス改革推進室

2. 4 小委員会の活動

委員会の中に次の 3 つの小委員会を設置し、基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。

① 市場動向分析小委員会

（リーダー：芦川委員、サブリーダー：小内委員）

- ・2008 年度、2009 年度、2010 年度に引き続き、正会員社を対象に「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を実施し、結果について検討・分析を行った。
- ・正会員社を通じ、調査員を対象にした「調査員実態調査」（2010 年 12 月開始）を実施し、調査票の回収を 6 月で締め切り、集計・分析を行った。
- ・2011 年度における民間事業者の活用状況を統計月報等を用い把握し、委託先と契約金額を確認し、これにより、公的統計の民間開放の動向分析を行った。

② 民間版ガイドライン検討小委員会

（リーダー：武井委員、サブリーダー：飯田委員、山本委員、山中委員）

- ・公共サービス改革法対象の統計調査の実施要項（仕様書）について、「実施要項チェックリスト」（内閣府官民競争入札等監理委員会）の遵守状況の検討を行った。あわせて、その比較視点として、公共サービス改革法非対象案件の統計調査仕様書についても「実施要項チェックリスト」の観点からの評価を実施した。
- ・なお、過去にも取り上げた「応札業務・手続き」についても、応札関連書類に関する「課題と提案」（2010 年レポート）について再度状況を確認し、「提出書類一覧」作成の提案を行った。

③ 資格制度検討小委員会

(リーダー：鈴木委員、サブリーダー：山中委員)

- ・統計検定センターと共同で制度設計、検定試験準備等を実施した。
- ・社団法人日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」に参加。
- ・一般社団法人社会調査協会との意見交換を実施した。

2. 5 各府省、関係機関とのコンタクト

1) 総務省政策統括官（統計基準担当）室

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、「基本的な計画」の「民間事業者の活用」の項目に示されている①「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討、③統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する、を担当または事務局機能を担う組織である。

2011 年 12 月 13 日には、政策統括官室主導のもと各府省統計主管部署で構成される「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」（以下 WG とする）と JMRA との意見交換が行われた。これは、2011 年 2 月 17 日に JMRA が提出した「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインについての（JMRA）の問題提起」に対し、その後の WG における整理に基づいて実施された。詳細は別添資料 1 の通りであるが、相互の理解促進・情報共有につながっているものといえよう。

この WG は、「民間事業者の履行能力を検証する」ことを一つの課題としており、JMRA としても調査員調査に対する業界としての対応能力を明らかにするため、2010 年度は JMRA 会員社に登録している調査員を対象とする実態調査を行った。同調査の報告書を 2011 年 10 月にとりまとめ、内容説明に同室を訪問した。

統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討は、統計委員会から社団法人日本品質管理学会が主宰する研究会へ委嘱された。社団法人日本品質管理学会は、2010 年 3 月に「統計・データの質マネジメント研究会」を設置し、以降 3 年間の研究活動を行っている。この研究会には、各府省の公的統計主管部署の担当者が参加している他、民間事業者の立場から JMRA 委員会のメンバーが研究会に参加している。研究会においては「公的統計作成への ISO20252 の応用可能性の検討」が行われ、その状況が統計委員会（2012 年 4 月）に報告された。

2) 内閣府公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同統計調査分科会、同入札監理小委員会の事務局である内閣府公共サービス改革推進室とは、折に触れて意見交換の機会を持った。

「年次レポート 2010」「調査員実態調査」の報告・説明をはじめ、公共サービス改革法に基づく民間開放で適用されている「実施要項のチェックリスト」を掘り下げて理解するため、2012 年 3 月 27 日に公共サービス改革推進室の事務局の担当者と JMRA の小委員会メンバーとの意見交換を行った。

また、2012 年 4 月 3 日に官民競争入札等監理委員会が「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」等を公表したのにあわせ、これらに「統計調査業務に関する民間競争入札実施要項 標準例」（2012 年 4 月作成 公共サービス改革推進室）を含めて、当委員会において講演を依頼し、意見交換を実施した。

3) 関係委員会等の傍聴

公的統計の民間開放に関連するテーマの審議が行われる内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会に JMRA 公的統計基盤整備委員会として傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。

2011 年 9 月 22 日に開催された第 49 回統計委員会において、「平成 22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」が委員会の報告書として承認された。審議結果としては、①重要検討事項に関する統計整備等の方向性（東日本大震災に係わる統計データの提供等）②昨年度の重要検討事項のフォローアップ（国民経済計算の整備、ビジネスレジスターの構築・利活用、ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備等）の内容が記載されている。なお、統計委員会は、10 月 21 日開催の第 50 回より第 3 期委員で構成され、新たなスタートを開始した。審議方法・審議時間等において、これまで以上の充実を目指す運営が感じ取れる。

震災 1 年後となる 2012 年 3 月には、内閣府経済社会総合研究所と統計委員会の共催で「震災 1 年後の日本——統計から見た復興の課題と経済・社会の行方」と題してのシンポジウムが開催された。「統計から見た震災からの復興」「震災復興と日本経済の活性化」「震災復興と経済成長」「巨大災害対策に関する政策選考の分析」「被災地域における生活再建と復興支援への課題」について問題提起、意見開陳がなされ、産業の復興・活性化、雇用・生活の改善、今後の復興対応の三つの視点と統計の役割についてディスカッションが展開された。

内閣府入札監理小委員会の傍聴を通しては、公サ法対象案件についての「実績報告」に関する情報開示が進展していることを確認できた。具体的には、前任事業者における「実績情報」として「人日情報」が精緻に開示されるようになってきており、次回応札事業者にとっての情報価値が向上する展開となっている。

2. 6 関係機関、団体等の動向

2. 6. 1 社団法人 日本品質管理学会（担当：鈴木副委員長）

日本品質管理学会は内閣府・統計委員会からの要請を受けて、学会の中に「統計・データの質マネジメント研究会」（主査・椿広計）を 3 年間の期限で設置し、2010 年 7 月 13 日に開始され、2 年を経過した。

研究会の構成メンバーは、通常の学会内部の委員会とは異なり、学会員のとどまらず産官学から広く関係者を集めてメンバー 18 名、オブザーバー 4 名で構成していることが特徴である。学術機関以外では JMRA から 3 名が参加しているほか、日本適合性認定協会、日本製薬工業協会などから参加している。公的統計との関連から総務省、厚労省、経産省、日本銀行なども参加している。

「統計・データの質マネジメント研究会」は 2 つのテーマを中心に、分科会も構成して研究は進められている。

[A] 一次統計、二次統計精度の GUM（計測の不確かさ）に準拠した評価

[B] 公的統計作成への ISO20252 適用可能性の検討

この中で、JMRA の活動を密接に関係する「公的統計作成への ISO20252 適用可能性の検討」について、経過を報告する。

本検討は、この ISO20252 で示されているデータ収集プロセスの手順や基準が、公的統計のデータ収集プロセスの質を維持し、信頼を確保する上で有効かどうか、適用可能かどうかを把握しようとするものである。

検討の方法は、ISO20252 に基づいてチェックリストを作成し、実際の公的統計調査について、このチェックリストにより関係者にヒアリングし、チェックを行なうものであり、ヒアリングによるチェックの結果、特定の検討項目について公的統計調査の質の維持、向上に繋がる指摘が出来れば、一定の有効性、適用可能性があると判定しようというものである。

ヒアリングした調査は、国レベルで月次の継続調査を 2 調査ヒアリングし、また、一つの県を選び、ヒアリングが行われた。さらに、基幹調査の中の周期調査を対象に追加のヒアリングが行われている。

結果の概略は、「統計・データの質マネジメント研究会」において、「ISO20252 の公的統計への適用可能性とその問題点」として報告されたが、このために用意したチェックリストに、概ね適合しているが、一部不十分とみられるところも見られたとのことである。

これらの検討は、最終的に報告書にまとめられると思うが、公的統計作成への ISO20252 適用可能性について、継続して議論が行われる予定である。

2. 6. 2 一般社団法人 日本統計学会（担当：鈴木副委員長）

日本統計学会が制度設計と実現を推進してきた「統計検定」は 2011 年 11 月 20 日に第 1 回の検定試験が実施された。実施されたのは各級のうち、2 級、3 級、4 級、および統計調査士、専門統計調査士であった。国際資格（RSS）は 2012 年 5 月 26、27 日に実施された。1 級については 2012 年 11 月 18 日に実施される第 2 回の統計検定試験から実施される。

統計検定 1 級	統計学（大学専門分野）
統計検定 2 級	統計学基礎（大学基礎科目）
統計検定 3 級	データの分析
統計検定 4 級	資料の活用
統計調査士	統計調査実務に関連する基本的知識
専門統計調査士	統計調査全般に関わる高度な専門的知識
国際資格	英国王立統計学会（Royal Statistical Society）との共同認定

統計検定は日本統計学会が創設した制度であるが、2011 年 6 月 20 日付けで日本統計学会によって「一般財団法人 統計質保証推進協会」（吉澤正会長・美添泰人理事長）が設立され、「統計検定センター」（山本拓センター長）はこの財団の内部組織として、

統計検定を実施する形式を整えた。公的統計基盤整備委員会は小委員会を設置し、統計調査士、専門統計調査士の認定制度の設計に参加した。

第1回の検定試験は下表のような結果となった。公的統計調査に関連の深い統計調査士、専門統計調査士は、それぞれ286人、258人が受験した。合格率はそれぞれ58%、79%であった。統計調査士の合格率が低く、専門統計調査士の合格率が高いが、これは経過措置（5年間）として適用される「経験評価」の影響が考えられる。

専門統計調査士の受験者の多くは、JMRA加盟の会員社に所属する社員であり、経験評価の申請ができる立場にあったと考えられる。一方、統計調査士の経験評価は調査員が対象である。今回は調査員の受験者は少なく、専門統計調査士との同時受験がほとんどであったと推定される。また専門統計調査士の資格認定数が138人であり、合格者数より少ない。これは専門統計調査士資格が統計調査士資格（検定試験合格）を前提条件としているためで、専門統計調査士には合格したが、統計調査士が不合格という事例が存在する。

検定種別	申込者数	受験者数	合格者数	合格率	資格認定数
統計調査士	302	286	167	58.4%	167
専門統計調査士	271	258	206	79.8%	138
2級	396	346	143	41.3%	
3級	226	197	125	63.5%	
4級	27	23	16	69.6%	

なお、統計検定1級、2級、3級、4級には「資格認定」制度はなく、検定合格のみである。専門統計調査士と統計調査士に関しては、検定合格と同時に、調査士資格の認定があり「認定証」が付与される。専門統計調査士の試験に合格したものの、統計調査士の試験に不合格であった、という事例の場合は2年間の猶予期間があり、その間に統計調査士試験に合格すれば、専門統計調査士の資格が認定される。

第1回の統計検定の結果、138人の専門統計調査士が誕生したが、公的統計調査の入札に際して評価項目となるには、統計検定が社会的に定着して実績をあげることが必要であり、しばらく推移をみる必要がある。また、統計調査士は調査員のための資格であるが、第1回の受験者は、専門統計調査士との同時受験者がほとんどであり、調査員の資格制度として定着させるのは今後の課題である。

第2回以降の検定試験の受験者の学習を助けるために、参考書が出版される。2012年現在では統計検定2級に対応した『統計学基礎』（東京書籍）が発刊されているが、順次、各級の参考書が発刊される予定となっている。また、広報活動として各大学に対してだけでなく、企業のビジネスマンに向けたシンポジウムやセミナーなども計画されている。

2. 6. 3 一般社団法人 社会調査協会（担当：鈴木副委員長）

社会調査協会では社会調査の専門家の第三者認定として「社会調査士」と「専門社会調査士」の資格認定をしている。さらに専門社会調査士には二種類あり、下記のような区分になっている。

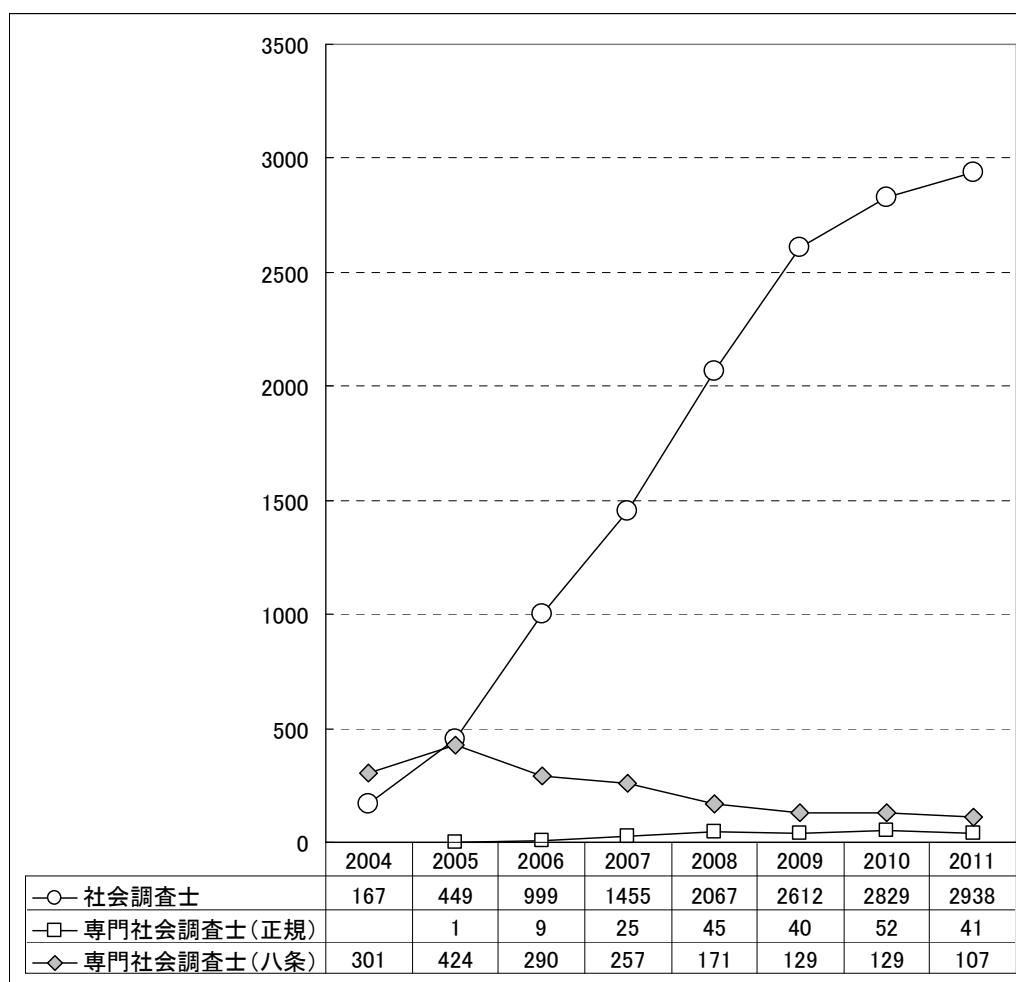
- 社会調査士・・・・・・大学の学部卒業生（社会学を中心とする学部）
- 専門社会調査士（正規）・・・大学院の卒業生（修士・博士）
- 専門社会調査士（8条）・・・大学で社会学や統計学を教える教員等

いわゆる八条規定とは、大学院修了者以外の者を認定することを目的としており、具体的には以下のように規定されている。

第8条 専門社会調査士資格制度発足時の特別な移行処置として、第2条から前条までの規定にかかわらず、これら各条の規定によって認定される者と同等の社会調査に関する知識と技能を有し、かつ以下の要件をみたす者は、専門社会調査士の資格を申請することができる。

- (1) 大学院における修士課程を修了してから5年以上を経過していること、もしくは、それと同等の能力があると認められる経歴を有していること。
- (2) 研究論文をすでに発表していること。
- (3) 実証的な調査研究にたずさわった経験を有すること。

資格認定は2004年から始まり、2011年までの推移は下記のグラフの通りである。社会調査士は累積で13,516人に達した。専門社会調査士は累積で2,021人となり、初めて2千人を突破した。



専門社会調査士の認定者数が2011年はやや減少したが、これが今後のトレンドになるか、一時的な現象なのかは今後の推移を見守る必要がある。

同協会がWEBサイトに掲載している「第8回専門社会調査士(8条規定)資格認定結果についてのご報告」にある認定者の内訳(下表)によれば、八条規定による審査は三者に分類されている。すなわち「教員」「実務者」「院生」である。このうち「院

生」が漸減傾向にあるのは、修了後 5 年以上を経過した者の申請・認定が一巡したことが背景にあるとみられる。

調査機関の社員が専門社会調査士の資格認定を申請する場合は、「実務者」という分類に含まれることになる。しかし、近年は教員と実務者の境界線上の事例も散見されるためか、社会調査協会では「実務者」の再定義を進めている。

	2011 年			2010 年			2009 年			2008 年		
	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
教員	99 名	86 名	87%	112 名	94 名	84%	56 名	51 名	91%	73 名	68 名	93%
実務者	20 名	16 名	80%	37 名	27 名	73%	36 名	27 名	75%	29 名	24 名	83%
院生	10 名	5 名	50%	12 名	8 名	67%	68 名	51 名	75%	105 名	79 名	75%
申請者合計	129 名	107 名	83%	161 名	129 名	80%	160 名	129 名	80%	207 名	171 名	83%

社会調査協会の近年の新しい動きとしては、前述した「S 科目」の新設がある。S 科目とは「社会調査士の資格を取得していない大学院生が、本科目を履修することによって、専門社会調査士資格（正規）の申請と同時に、社会調査士資格を申請できるようにするために開講するもの」である。原則として「正規」に専門社会調査士の認定を受ける大学院生のための制度であり、学部生が S 科目を受講することはできない。しかし、実務者は S 科目を受講することができ、八条規定によって専門社会調査士を申請する際に、履修証明を提出することによって、認定項目として加点される。

S 科目は、S1 および S2 の二科目で構成されており、それぞれ正規の学部科目とは以下のように対応している。

- S1 科目：社会調査士資格の標準カリキュラム A、B、C 科目
- S2 科目：社会調査士資格の標準カリキュラム D、E 科目

調査機関に勤務する社員が専門社会調査士資格を取得するためには、これまで「社会調査に関する論文」の提出が必要であった。この点に関しては、調査報告書の提出が認められるようになった。しかし、多くの場合に調査報告書を審査用を利用するためには、クライアントの承認が必要であり、申請者の執筆箇所を特定して承認を得ることも求められるため、実際には難しい場合がある。そのような背景もあって、依然として十分な調査経験がありながら専門社会調査士の資格申請ができないとの認識が調査業界にはあった。

この事情を踏まえたうえで、実務者の専門社会調査士も普及させるという狙いから、S 科目受講への配慮が制度化されたのであるが、さらに 2012 年 8 月に、社会人向けの講習会が実施されることとなった。これは大学院の単位（H、I、J 科目）に相当する下記の内容を 4 日間の集中カリキュラムで実施する内容である。

- H 科目：調査企画・設計に関する演習（実習）科目
- I 科目：多変量解析に関する演習（実習）科目
- J 科目：質的調査法に関する演習（実習）科目

この講習を受けた証明を申請することで、専門社会調査士の認定項目として扱われる予定である。

統計調査士・専門統計調査士と社会調査士・専門社会調査士の異同について簡単に整理しておく。認定主体、認定方法などを中心に下表のように比較した。

	専門統計調査士	専門社会調査士
認定主体	一般財団法人統計質保証推進協会	一般社団法人 社会調査協会
母体の学会	日本統計学会	日本社会学会 日本教育社会学会 日本行動計量学会
認定方法	検定試験 (経過措置として、調査実務の経験を審査)	(正規) 大学院の単位認定と修士論文審査(修士論文でない場合は八条規定と同等の研究論文審査となる) (八条規定) 教員・実務家を対象に、研究論文審査・研究業績・教育暦・調査暦などの申請書審査
	統計調査士	社会調査士
主な対象者	調査員	学生

統計調査士は政府・自治体に登録している「統計調査員」や、民間の調査機関に登録している「調査員」を想定した資格であるのに対し、社会調査士は大学の主に社会学を中心とする学生(卒業生)を対象としている。従って統計調査士は調査実施の現場で働いている職業人・社会人であるのに対し、社会調査士は大学の学部教育の成果という性質を帯びている。もちろん社会調査士の単位のなかには、社会調査の「実習」科目(いわゆる G 科目)が設定されており、データ分析だけでなく調査の企画・実施が重視されているものの、学生が経験できる調査の現場は必然的に限定的である。

専門統計調査士は調査機関や政府・自治体の統計職員などを主な対象と想定している。しかし専門社会調査士は「正規」は大学院生(卒業生)が対象である。「八条」は微妙であり、社会人が対象であることは、専門統計調査士と同じであるが教員の資格認定者が多く、調査機関の社員は少ない。申請資料に研究論文の提出があることが資格を性格づけている。専門社会調査士は研究者を想定し、専門統計調査士は実務者を想定している、という分類が第一に両者を区別している。実務者も専門社会調査士の資格認定の対象ではあるが、申請資格に修士課程修了という条件があり、研究論文の評価があることから、要件を満たす実務者は限定される。研究者にとって論文を書くことは仕事の中心であり評価を高めるが、実務者が論文を書くことは仕事ではなく、会社内の評価の対象外である。少なくとも就業時間中に研究論文を書くことは許容されないケースが多い。大企業の研究所の社員は、論文執筆・発表は業務範囲に含まれるが、その社員は研究者である。このような背景もあって、社会調査協会は実務者に対する一連の政策を立案し、実施に移しているともいえる。

統計調査士・専門統計調査士が想定している「統計調査」は、文字通り統計的方法による調査であり、特に一次統計を重視しており、二次統計(加工統計)は部分的にカバーする程度の位置づけになっている。一方、社会調査士・専門社会調査士では統計的社会調査のほかに、非統計的な社会調査を対象にしており、その範囲は広い。統計的でない調査とは、いわゆる事例研究も含み、定性調査・質的研究といわれる調査

方法、あるいは二次分析が含まれる。

統計調査士は典型的には公的統計調査を中心としながら、市場調査のうちでも統計的方法による伝統的な調査を対象とする立場であるが、社会調査士は社会学研究法としての調査方法を対象としている。社会調査士における「社会調査」では「聞き取り調査、参与観察法、ドキュメント分析、フィールドワーク、インタビュー、ライフヒストリー分析、会話分析の他、新聞記事などのテキストに関する質的データの分析法（内容分析等）」（F 科目・J 科目）を社会調査の範囲に含む。社会学の周辺学問領域にも拡大しており、心理学や文化人類学における調査方法（あるいは実験方法）を許容している。

2. 6. 4 公益財団法人 統計情報研究開発センター（シンフォニカ）

（担当：岩間副委員長）

公益財団法人統計情報研究開発センター（シンフォニカ）は、統計情報の利活用技術、統計技術に関する調査、研究、開発、コンサルティング等の統計情報の有効な利用を促進・啓発している機関である。当委員会との関係では、公的統計をより理解するために、シンフォニカの実施する研修講座や出版物についての情報収集や当委員会活動の情報交換を定期的に行っている。当委員会に関係するシンフォニカの事業は、次の3つである。①統計職員対象の「統計実務基礎研修」②「統計実務基礎知識」発行③「統計調査員のしおり」発行。昨年度までは、社員・調査員の能力・技術の向上のため、上記研修の受講や書籍の購入を推奨してきた。特に今年度からは、「統計検定」が実施されることとなり、「統計調査士」「専門統計調査士」の受験に向けて研修講座を会員社に広報した。2009年度は、11社、22人が受講し、2010年度は、6社、11人、2011年度は、5社、9人が受講した。初年度に比べると受講者が年々減少している。公的統計調査に取り組む会社の頭打ち減少と考えられるが、統計検定の受験のための受講者が想定よりすくなかったとも感じる。しかし、来年以降の受講者は増加すると予想する。今年度初めて実施された統計検定の統計調査士の合格率は、58%という結果であった。JMRA 会員社は、マーケティングリサーチを主業務としているため、公的統計に関する知識が不足していたと推測される。「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も7,000円（テキスト代込み）と格安であり、統計調査士の合格を目指す方には、推奨する講座である。受講者の話では、「統計調査士の試験問題の多くがテキストから出ていた。試験を受けてあらためて『統計調査の基本的な知識』が詰まった講義だった」「統計調査員への指導方法が具体的で役に立った」「国の統計の仕組みが理解できた」等の意見を得た。本講座は、2012年度も5月29日～30日の2日間で実施予定である。また、上記2種類の書籍は、公的統計に携わる社員と調査員の研修に有効と考え、委員会として購読を推奨する。社員向けの「統計実務基礎知識」（毎年5月発行）は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。また、調査員向けの「統計調査員のしおり」（毎年5月発行）は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。上記二冊とも、総務省政策統括官（統計基準担当）の協力で編集された書籍である。今秋11月18日に実施される「統計検定」の受験者は、統計実務基礎研修の受講や統計実務基礎知識、統計調査員のしおりは、ぜひ読んでおきたい書籍である。

2. 6. 5 ISO20252 認証協議会（担当：立石 JMRA 事務局長）

ISO20252 認証協議会は、JMRA が主体となって調査業界、クライアント、審査機関など幅広いステークホルダーを含む組織として設置され、2006 年に国際規格として発効した「ISO 20252 市場・世論・社会調査一用語およびサービス要求事項（以下、ISO 20252 という）」を認証基準とした日本への導入を検討してきた。この結果、2011 年 3 月より、日本国内において第三者によるマーケットリサーチサービス（MR サービス）の認証が開始されるに至った。

JMRA は、この ISO20252 の第三者認証制度をさらに普及させるため、ISO20252 認証協議会の事務局機能として「準備会」を設け、毎月開催した。本準備会は、調査会社、審査（認証）機関、認定機関の代表者で組織され、現状の審査における問題点を洗い出し、解決策を検討した。同時に本規格普及の為に、ISO20252 認証取得を希望する会員社の為のセミナーを開催し、本規格の有用性と取得の方法を説明した。

2011 年 7 月 12 日（火）「第 1 回 ISO20252 基礎セミナー」：8 社 12 名

2012 年 3 月 2 日（金）「第 2 回 ISO20252 基礎セミナー」：7 社 10 名

他、下記の「デジタルマーケティング NEXT2011」において、一ノ瀬委員長が ISO20252 に関して講演をおこない、普及を促進する活動を行っている。

日 時：11 月 16 日（水） 10:30～11:20

会 場：東京ビッグサイト 東 5 ホール

タイトル：「動き始めた市場調査の国際品質管理規格 "ISO20252"

～調査の質と信頼の確保のために：グローバル化時代に対応して～

（2）国際会議参加による情報収集

ISO20252 を所管している ISO / TC225 / WG1 / WG2 に委員を派遣し、本規格に対する各国の動きなどの情報を収集した。現在、TC225 では、各国の意見を取り入れた上で ISO20252 の改訂を検討しており、FDIS（最終的なドラフト）が作成済みで（2012 年 2 月）、投票が 3 月 16 日～5 月 16 日に行われた。ISO20252 認証協議会は、3 月 29 日の ISO20252 認証協議会の議決を受けて、5 月 8 日に承認（Approval）の投票を行った。

今後、本規格に対する各国の動向や、パネル調査の国際標準である ISO26362 に関する動向について情報収集する為に ISO 国際会議の動きを追い、必要時には委員を派遣する。

（3）啓蒙・普及活動

今後、ISO20252 認証協議会（および同準備会）を中心として、国内における本規格の啓蒙・普及活動を行う。クライアントサイドへの啓蒙活動や、調査会社に対しては本規格の有用性や取得に関するセミナーを実施することで、会員社内の第三者認証取得社数を増やしていき、本規格が市場・世論・社会調査会社にとって、名実ともにスタンダードとなるよう取り組んでいく。

また、公的統計分野における ISO20252 の適用も検討されていることから、公的統計基盤整備委員会とも連携し、内外への情報発信に努める。

第3章 2011年度の公的統計に対応する民間事業者の状況

3. 1 中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況

3. 1. 1 2011年度公的統計の民間開放の状況

公的統計の民間開放の状況を以下の方法で調べた。

＜第一ステップ＞民間事業者を活用している公的統計をリストアップ。

公的統計における民間事業者の活用とは、ここでは調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会などの連続した作業工程を含む包括的な業務の委託と定義する。公的統計の民間事業者を活用した案件は、総務省政策統括官（統計基準担当）が毎月発行している「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「統計月報」）を閲覧し、調査方法の中の記述で、調査の系統の項目が「民間事業者」と記述されている統計調査をリストアップした。このほかにも、「1.基幹統計調査 2.一般統計調査」一覧（総務省）、昨年度調べた案件で調査周期が毎年となっていたもの、また、「統計月報」には記載されていなかったが明らかに民間事業者を活用した案件などを確認してリストアップを行った。

＜第二ステップ＞委託先と契約金額の確認

公的統計の案件ごとに、各府省のホームページに掲載されている調達情報、主として「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表」から、契約の相手方（委託先）と契約金額を確認した。調達情報として公表されているものは、特に「公的統計」という識別はされていないため、膨大な調達件数の中からの確認は困難を極めた。また、我々が知りたかったのは2011年度に実施された公的統計についてであるが、2011年度の4月以降の調達情報として公表されているデータだけでは、捕捉できない。たとえば、4月1日から実施する調査は、前年度には落札者、落札金額が決まっているため、2010年度の調達情報に遡って確認する必要があった。また、近年複数年契約の公的統計が増えてきているが、〇〇年度調査から△△年度調査までの××年間の調査という記述が無いため、初年度は把握できても次年度以降見落とししてしまう可能性もある。

最終的には、調達情報で確認できなかったものについては、各府省の公的統計を統括しているセクションや実施部局、会計課等に確認した。

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、各府省の公的統計で民間事業者を活用して実施されている情報を把握しているのであるから、実施部局に照会して民間事業者活用の実態を把握し、その情報を開示することを要望したい。なお、どうしても情報開示に応じてもらえない部署もあった。当該案件については「非公表」と表示したが、情報開示の透明性に一層の協力を要請したい。

なお、集計データについては、以下の点に留意していただきたい

注1）契約金額は「税込み」。

注2）複数の異なる公的統計を一本化して発注している調査が、経産省で1本ある。本数としてはそれぞれの調査を1本とカウントしているが、契約金額は一本化されている。

注3) データ非公表の状況。契約金額のみ非公表1本(厚労省)。

注4) 複数年契約の扱い。複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は単年度ベースに換算して集計した。

注5) 備考欄「内数」の表現は、契約金額が統計調査以外の委託費を含んだ金額となっており、統計調査の部分だけを分離することが出来ないため、統計調査の委託費は表示した契約金額の「内数」であることを示している。

以下、民間事業者を活用した公的統計の状況をみていくことにする(表I-3-1～表I-3-12参照)。

(1) 民間事業者を活用した公的統計は、84本。契約金額は53億1千万円。

2011年度に実施された公的統計(基幹統計、一般統計)の民間開放の本数は、84本。漏れがあるかもしれないので最低でも84本という数字である。

2010年度からの推移で見ると、民間事業者を活用した公的統計の本数は、85本から2011年度84本とほぼ同レベル、契約金額は45億1千万円から53億1千万円(契約金額、非公表1本を含まず。)と8億円増えて前年度比18%増となった。本数は同レベル(1本減)であるが、契約金額は大幅に増大する結果となった。(なお、複数年契約の契約金額は単年度に換算して算出している。)大型案件においても民間事業者を活用する公的統計が増えてきたことを示している。

なお、2011年度の民間事業者を活用した公的統計の数字を見る上では、次の2点に留意しておく必要がある。

一つは、経済産業省の「経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)」がスタートし、2年契約の第一年度分が含まれていることである。この調査は、「経済の国勢調査」との表現も使われる5年周期の超大型統計調査であり、その点で2011年度は通常年とは異なる「特異年」とも言える。契約金額は、第一年度分として15億1千万円余である。

二つ目は、2011年度の民間事業者を活用した統計調査の中に、統計調査以外の委託費を含んでいるものが、環境省で1本ある。契約金額の中から統計調査の委託費を分離することは出来ないとの原課の担当者の指摘があり、統計調査の契約金額は「内数」と表現した。したがって、実際の統計調査に関わる契約金額は、表示された金額から若干下回るものと思われる。

上記2点の留意事項を考慮したとしても、総体として公的統計市場は年々拡大してきているといえる。

表I-3-1 民間事業者を活用した公的統計

	2009年度	2010年度	2011年度
本数 (本)	77 (100.0)	85 (110.4)	84 (109.1)
金額 (億円)	37.3 (100.0)	45.1 (120.9)	53.1 (142.4)

()内は、2009年度を100としての指数。

(2) 委託先別の状況

本数ベースでは、受託本数が最も多いのは「その他民間」の32本で38%、次

いで「JMRA」の 22 本、26%である。以下、「シンクタンク」と「団体」が 15 本、18%の同数となっている。2009 年度からの推移をみると「JMRA」の増加傾向が明らかである。

契約金額ベースでは、「JMRA」の契約金額は 32 億 9 千万円、62%のシェアを占めて 4 分類の委託先別でトップとなっている。次いで「シンクタンク」11 億 5 千万円 (22%)、「その他民間」6 億 2 千万円 (11%)、「団体」2 億 6 千万円 (5%) の順である。2010 年度との比較では、「その他民間」「団体」は減少を示し、「JMRA」と「シンクタンク」が増加となっている。特に「JMRA」における金額・シェアのアップが顕著である。

委託先別の受注単価は、「JMRA」1 億 5 千万円、「シンクタンク」8 千万円、「その他民間」2 千万円、「団体」2 千万円の順となっており、「JMRA」の受注単価が飛びぬけて高く、公的統計における民間事業者の中核的な位置を占めていると言える。

表 I-3-2 委託先別の状況① (本数)

	2009年度	2010年度	2011年度
JMRA	14 (18)	18 (21)	22 (26)
シンクタンク	14 (18)	17 (20)	15 (18)
その他民間	27 (35)	33 (39)	32 (38)
団体	20 (26)	16 (19)	15 (18)
非公表	2 (3)	1 (1)	0 (0)
合 計	77 (100)	85 (100)	84 (100)

()内は、構成比:%。

表 I-3-3 委託先別の状況② (契約金額: 億円)

	2009年度	2010年度	2011年度
JMRA	19.3 (52)	21.0 (47)	32.9 (62)
シンクタンク	5.4 (14)	10.3 (23)	11.5 (22)
その他民間	9.0 (24)	9.6 (21)	6.2 (11)
団体	3.5 (9)	4.2 (9)	2.6 (5)
非公表	0.0 (0)	— (—)	— (—)
合 計	37.3 (100)	45.1 (100)	53.1 (100)

()内は、構成比:%。

(3) 各府省別の状況

各府省別の公的統計における民間事業者の活用状況は、本数ベースで最も多いのは経産省 23 本、次いで国交省 16 本、以下農水省 11 本、厚労省 10 本、内閣府 8 本、総務省 7 本、環境省 6 本、財務省 1 本、文科省 1 本、法務省 1 本の順となっている。本数は 1 本であるが、法務省が初めて登場した点が留意される。

契約金額ベースで見ると、最も契約金額の多いのは経産省 23 億 4 千万円、次いで総務省 10 億 4 千万円である。公的統計の民間事業者の活用で 10 億円の契約金額を超える府省はこの二つである。なかでも「経済センサス」を含む経産省の突出ぶりが顕著である。以下、厚労省 6 億 6 千万円、国交省 5 億 4 千万円、内閣府 3 億 8 千万円、農水省 2 億 6 千万円と続く。

2009年度からの推移を見ると、本数ベースでは経産省は2009年度からコンスタントに20本以上となっており、民間事業者を活用する本数ベースのトップの府省となっている。次いでは国交省で各年度15本前後、厚労省同10本前後で推移している。農水省は、2009年度6本、2010年度10本、2011年度11本と年々増加する傾向がみてとれる。また、前年度との比較では、内閣府の本数増が目にとまる。契約金額でみると、経産省が前年度比倍増、総務省は安定的に11億円前後で推移、厚労省は5億円前後から6億円台へと増加する傾向等が指摘できる。

表 I-3-4 各府省別の状況 (①本数、②契約金額：億円)

	① 本数			② 契約金額：億円		
	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
内閣府	5	5	8	3.4	3.4	3.8
総務省	11	8	7	11.1	11.1	10.4
財務省	1	1	1	0.2	0.2	0.2
文科省	1	1	1	0.1	0.1	0.05
厚労省	11	9	10	5.0	4.7	6.6
農水省	6	10	11	2.2	2.9	2.6
経産省	22	25	23	11.5	11.3	23.4
国交省	14	18	16	2.9	8.0	5.4
環境省	6	8	6	1.0	3.5	0.6
法務省	—	—	1	—	—	0.07
合 計	77	85	84	37.3	45.1	53.1

(4) 契約金額の状況

契約金額の価格帯でみると、「1千万円未満」が最も多く36本(43%)、「1~5千万円未満」は23本(28%)、全体の7割は「5千万円未満」となっている。「5千万円以上1億円未満」は11本(13%)、「1億円以上」は12本(15%)である。前年度との比較では、「1~5千万円未満」の本数増が目につく。

契約金額「1億円以上」の公的統計12本の府省別本数は、経産省5本、総務省3本、厚労省3本、内閣府1本である。契約金額の最も高い公的統計は、経産省の「経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)」の15億1千万円余であった。

表 I-3-5 契約金額の価格帯(本数、構成比)

	2010年度	2011年度
1千万円未満	35 (43)	36 (43)
1~5千万円未満	17 (21)	23 (28)
5千万~1億円未満	12 (15)	11 (13)
1億円以上	14 (17)	12 (15)
非公表	3 (4)	1 (1)
合 計	81 (100)	83 (100)

()内は、構成比: %。

注) 契約金額が2調査1件のものがあるため、合計83本で表記。

(5) 調査手法別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査手法別に見ると、単一の調査手法を採用しているのは全体の4割弱の33本(39%)で、「郵送調査」25本(30%)、「調査員調査」6本(7%)、「オンライン調査」2本(2%)である。

全体の6割の51本は、複数の調査手法を組み合わせで取り入れている。一番多い組み合わせは、「郵送調査・オンライン調査」の33本で全体の39%を占め、「郵送調査」単独の本数・構成比を上回っている。

複数の調査手法を取り入れているもので、「調査員調査」を取り入れているのは9本(11%)、「郵送調査」を取り入れているのは50本(60%)、「オンライン調査」取り入れているのは42本(50%)である。「郵送調査」を取り入れているものが2010年度と同数の50本で最多となっている。

2009年度以降の推移をみると、一番多用されている調査手法は、2009年度、2010年度、2011年度とも「郵送・オンライン調査」「郵送調査」が上位の1、2位を占め、大きく変わるところはない。

民間事業者を活用した公的統計の調査手法は、「郵送調査」または「オンライン調査」を組み合わせる手法が主流になってきていると考えられる。

表 I-3-6 調査手法別状況（本数、構成比）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
調査員調査	4(5)	5(6)	6(7)
郵送調査	22(29)	26(31)	25(30)
オンライン調査	1(1)	2(2)	2(2)
郵送・調査員調査	9(12)	8(9)	7(8)
郵送・オンライン調査	30(40)	35(41)	33(39)
郵送・FAX調査	1(1)	1(1)	1(1)
郵送・オンライン・電話調査	1(1)	0(0)	0(0)
郵送・オンライン・FAX調査	4(5)	4(5)	5(6)
オンライン・電話・FAX調査	1(1)	1(1)	1(1)
郵送・オンライン・調査員調査	2(3)	1(1)	1(1)
郵送・調査員・オンライン・FAX調査	1(1)	1(1)	1(1)
その他	1(1)	1(1)	2(2)
合 計	77(100)	85(100)	84(100)

()内は、構成比:%。

注) 2011年度の「その他2本」は、「郵送、職員」「郵送、オンライン(電子メール)」が各1本。

表 I-3-7 調査手法併用型のタイプ別（本数、構成比）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
① 調査員調査を含む調査のタイプ	12(16)	10(12)	9(11)
② 郵送調査を含む調査のタイプ	48(62)	50(59)	50(60)
③ オンライン調査を含む調査のタイプ	39(51)	42(49)	42(50)

()内は、構成比:%

(6) 調査周期別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査周期別に見ると、「毎年」実施している調査が 34 本 (40%) で、最も多くなっている。調査周期が 1 年未満の「毎月、四半期、半年」は 30 本 (36%)、調査周期「1 年以内」が全体の 3/4 を占める。すなわち、2011 年度に民間事業者を活用した調査の 3/4 は、毎年実施している調査ということになる。また、これまではなかった「4 年」周期が 1 本 (法務省) 登場している。

表 I-3-8 調査周期別の状況 (本数、構成比)

	2009年度	2010年度	2011年度
毎月	17 (22)	21 (25)	22 (26)
四半期	5 (6)	6 (7)	5 (6)
半年	1 (1)	3 (4)	3 (4)
毎年	37 (48)	40 (47)	34 (40)
2年	8 (10)	3 (4)	6 (7)
3年	0 (0)	2 (2)	4 (5)
4年	0 (0)	0 (0)	1 (1)
5年	1 (1)	4 (5)	3 (4)
10年	0 (0)	1 (1)	0 (0)
不定期	1 (1)	1 (1)	1 (1)
一回限り	7 (9)	4 (5)	4 (5)
その他	0 (0)	0 (0)	1 (1)
合 計	77 (100)	85 (100)	84 (100)

()内は、構成比:%。

(7) 契約の根拠法

2011 年度の民間事業者を活用した公的統計は、公共サービス改革法に基づく民間開放が 13 件 (15%)、会計法に基づく民間開放は 71 件 (85%) であった。

2009 年度からの推移でみると、公共サービス改革法に基づく民間開放は 13~15 本で推移し、会計法に基づく民間開放は 2009 年度 64 本、2010 年度 70 本、2011 年度 71 本と漸増傾向を示している。

表 I-3-9 契約の根拠法 (本数、構成比)

	2009年度	2010年度	2011年度
公共サービス改革法	13 (17)	15 (18)	13 (15)
会計法	64 (83)	70 (82)	71 (85)
合 計	77 (100)	85 (100)	84 (100)

()内は、構成比:%。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託の状況

公共サービス改革法に基づく民間開放は、8 府省で合計 13 本、契約金額では 6 億 9 千 5 百万円となっている。

本数が最も多いのは農水省で5本、次は厚労省2本、他の府省は1本となっている。

契約金額では、内閣府が最多で1億8千9百万円、以下農水省1億7千4百万円、厚労省1億6千6百万円、経産省1億2百万円となっている。

公共サービス改革法に基づく民間開放の契約金額6億9千5百万円は、公的統計の民間開放の契約金額全体である53億1千万円の13%となる。

表 I-3-10 公共サービス改革法に基づく民間開放の状況 (①本数、②契約金額：百万円)

	① 本数			② 契約金額：百万円		
	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
内閣府	—	1	1	—	176(26)	189(27)
総務省	1	1	1	18(3)	18(3)	23(3)
財務省	1	1	1	15(3)	15(2)	23(3)
厚労省	3	3	2	172(33)	171(25)	166(24)
農水省	5	5	5	202(39)	181(27)	174(25)
経産省	1	1	1	102(19)	102(15)	102(15)
国交省	—	1	1	—	3(0)	3(0)
環境省	2	2	1	15(3)	15(2)	15(2)
合 計	13	15	13	524(100)	681(100)	695(100)

()内は、構成比: %。

公共サービス改革法に基づく民間開放の委託先は、本数では「JMRA」と「その他民間」が6本と同数となっているが、契約金額では「JMRA」が6億円、87%を示し、「その他民間」の8千万円、12%を大きく引き離している。2009年度以降の推移を見ると、契約金額ベースでは「JMRA」のシェアは2009年度66%、2010年度78%、2011年度87%と大きく集中度を高めていることが特徴である。

表 I-3-11 公共サービス改革法に基づく民間開放 (③委託先・本数、④委託先・契約金額)

	③委託先・本数			④委託先・契約金額：百万円		
	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
JMRA	4	6	6	344(66)	530(78)	601(87)
他民間	6	7	6	75(14)	76(11)	84(12)
団 体	3	2	1	104(20)	75(11)	9(1)
合 計	13	15	13	523(100)	681(100)	695(100)

()内は、構成比: %。

(9) 複数年契約の状況

民間事業者を活用した公的統計の複数年契約は16本、全体の2割である。複数年契約の本数は農水省が最も多くて5本、総務省4本、経産省と厚労省が2本の順である。

2009年度からの推移をみると、農水省(5本)と総務省(4本)が3年度にわたって同数となっているのが目にとまる。2010-2011年度においては、経産省が1本増、厚労省と環境省がともに1本減となっている。

2011年度の複数年契約は、3年契約が12本、2年契約が3本、4年契約が1

本となっている。複数年契約を取り入れる府省が増えていること、契約年数も 2 年よりも 3 年契約が中心、4 年契約も登場するなど契約期間の長期化の傾向が見られる。

表 I-3-12 複数年契約の状況（本数）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
総務省	4	4	4
財務省	1	1	1
厚労省	3	3	2
農水省	5	5	5
経産省	1	1	2
国交省	0	1	1
環境省	2	2	1
合 計	1 6	1 7	1 6

3. 1. 2 「その他調査」の受注実績

JMRA 会員社は、公的統計（基幹統計、一般統計）以外の「意識調査・世論調査」や単発型の「計画策定調査」「調査研究」などから発生するアンケート調査等の「その他調査」を各府省から受注している。JMRA 会員社の「その他調査」の 2011 年度受注実績を各社からの自己申告の方式で調べた。

JMRA 会員社の各府省からの受注実績は、10 社が参入し、9 府省、受注本数 73 本、受注金額 11 億 5 千万円となっている。

受注金額の最も多いのは、総務省 3 億 7 千万円（10 本）、次いで内閣府 2 億 7 千万円（23 本）、厚労省 1 億 7 千万円（9 本）、文科省 1 億 4 千万円（12 本）の順である。

2009 年度からの推移をみると、参入した会員社は 2009 年度 10 社、2010 年度は 13 社に増加、2011 年度は 10 社となった。受注本数は 2009 年度 67 本、2010 年度は 102 本に増加、2011 年度は 73 本にとどまった。参入社数、受注本数は 2010 年度対比で減少する結果となったが、受注金額は大きく伸びる結果となっている。2009 年度 8 億 4 千万円、2010 年度 9 億 9 千万円、2011 年度は 11 億 5 千万円で前年度比 16% 増となった。相対的に大型案件の受注が実現できている様子を窺わせる。

なお、JMRA の会員社が参入した府省（行政機関を含む）の数は、2009 年度 11、2010 年度 15、2011 年度 9 となっている。

JMRA 会員社の「その他の調査」の受注実績から見ると、各府省（行政機関を含む）への浸透は一定の段階に達している様子もみられるが、受注金額の増大傾向が示すように業務対応の可能範囲・可能程度の裾野の拡大を確認することが出来る。

表 I-3-13 JMRA 会員社「その他調査」の受注実績（①受注社数）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
合 計	1 0	1 3	1 0

表 I-3-14 JMRA 会員社「その他調査」の受注実績（②受注本数）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
合 計	6 8	1 0 2	7 3

表 I-3-15 JMRA 会員社「その他調査」の受注実績 (③受注金額：税込み、万円)

	2009年度	2010年度	2011年度
合 計	83,905	98,963	114,548

3. 1. 3 まとめ

2011年度の公的統計における民間開放の市場規模は、53億1千万円。JMRA 会員社の契約金額は32億9千万円、全体の62%を占めている。公的統計以外の中央官庁を顧客とする「その他調査」では、10社が参入して73本を獲得、契約金額ベースでは11億5千万円を受注している。公的統計と「その他調査」を合わせると、JMRA 会員社は中央官庁から約44億円の調査業務を受注していることになる。

2009年度からの推移を見ると、公的統計の契約金額は2009年度19億3千万円、2010年度21億円、2011年度32億9千万円を示し、増加傾向が明らかである。これに「その他調査」の受注金額を加えると2009年度27億7千万円、2010年度30億9千万円、2011年度44億4千万円となる。厳しい経済情勢が続く中、右肩上がりの受注金額を達成しており、民間事業者にとって魅力ある市場の規模拡大とみることができる。

公共サービス改革法に基づく民間開放は今後、企業、事業所対象の郵送調査を中心に拡大するという方針が打ち出されており、市場規模は確実に拡大することが見込まれる。

表 I-3-16 JMRA 会員社の中央官庁からの調査業務 (受注金額：百万円)

	2009年度	2010年度	2011年度
公的統計	1,933(100)	2,100(109)	3,294(170)
「その他調査」	839(100)	990(118)	1,145(136)
合 計	2,772(100)	3,090(111)	4,439(160)

()内は、2009年度を100としての指数。

3. 2 公的統計に対応する民間事業者の状況 (2010年度)

3. 2. 1 会員社66社の調査員保有、稼動状況

——「民間調査機関における公的統計に関する実態調査 (2011年11月)」より ——
(※調査内容は2010年度の実績についての質問である。)

JMRAに加盟している正会員社147社の内、今回、回答のあった66社の調査員の保有状況をみると40社(60.6%)が各種調査に対応できる調査員を保有している。

調査員の保有数を調査手法別にみると、「訪問調査員」が35社343人で最も多く、以下、「ミステリーショッパー」20社225人、「来店者・来街者」23社112人と続いている。また、1社当たりの調査員平均保有人数は、416人であった。(表I-3-17参照)

全国で稼動可能な訪問調査員数は1社平均343.4人(これをベースに推計すると全国の訪問調査員は約1万2,000人)、そのうち統計調査員との重複割合は、おおよそ2割、民間の調査機関での重複は6割となっている。

地域別(ブロック別)にみると、人数の多い順に首都圏(東京、千葉、埼玉、神奈川)、九州、近畿、東海の順である。(表I-3-18参照)

表 I-3-17 調査手法別保有調査員数

	全体（社）	平均（人）	最小値（人）	最大値（人）
訪問調査	35	343.4	2	1,180
ミステリーショッパー	20	224.6	5	1,500
来店客・来街者	23	112.3	4	600
電話調査	21	65.1	4	400
CLT	32	60.5	5	500
その他	6	18.0	8	30
合計	40	416.0	2	2,010

表 I-3-18 地域別平均稼動可能訪問調査員数

合計	北海道	東北	北関東	首都圏	北陸信越	東海	近畿	中国	四国	九州
343人	24人	44人	25人	126人	49人	62人	65人	43人	31人	80人

注) 平均人数 343 人は、各社ブロック合計の平均値のため、ブロックごとの積算とは異なる。

各正会員社が保有する調査員は、女性を中心に組織されており、年代は 50 歳代が 6 割を占めている。年間の平均委託本数は約 14 本で、ほぼ月 1 本のペースとなっているが、中には年間 50 本委託している調査機関もみられた。

年間の支払額で最も多かったのが 50～100 万円未満のゾーンで、全体の 1/4 を占めた。平均年収としては 41.9 万円（1 本あたりに換算すると約 3 万円）となっている。

3. 2. 2 JMRA 会員社に関わりのある調査員の実態

——「調査員実態調査」より——

JMRA に加盟する 150 社に対し、業務で関わりがある調査員が何名いるのか、また調査員に関わりがある場合、調査員の实態調査に協力できるかとの事前調査を行った結果、48 社から回答が得られた（回収率 32%）。回答のあった 48 社の内、調査員に関わりのある会員社は 32 社、延べ調査員数 1 万 3,616 人であった。しかしながら、調査員の实態調査に協力可と回答した会員社は 22 社の留まり、関わりのある延べ調査員数も 8,833 人となった。

この 8,833 人の調査員に対し、会員社を通じて調査票を配付してもらい、本調査（2010 年 12 月開始）を実施した。しかし、調査期間が予想以上に長期に及び、2011 年 6 月 10 日を最終回収として集計・分析を行うこととなった。調査票配付数 4,778 に対し、1,125 人の調査員から回答を得ている。

女性、50 歳代以上の調査員が大半を占め、経験年数も 10 年を超える調査員が 2/3 となっている。登録している調査機関数も 2 社以上との回答が 60% 超となった。また、国や地方自治体が直接雇用する統計調査員への登録の有無を尋ねたところ、「登録している」調査員は 47.4% であった。民間調査機関に登録して調査員活動をおこなっている調査員の中にも国・地方自治体に登録し調査員活動をおこなっている調査員が多数いることが明らかとなった。

3. 3 JMRA 会員社の中央省庁からの受注実績(2010 年度)

——「民間調査機関における公的統計に関する実態調査（2011 年 11 月）」より——

「競争入札参加資格審査申請（業者登録）」の申請先としては、「中央省庁」が 5 割弱（30 社）、「地方自治体」は 3 割（22 社）、「外郭団体・独立行政法人（大学を除く）」が 3 割弱

(19 社) となっている。「中央省庁」への登録社数は、昨年度と同数である。また、地方自治体への登録状況をみると、登録数「10~49 箇所」との回答が昨年度の 10.5%から 18.2%に増加しているのが目に付く。省庁統一資格ランクが付与されている調査機関は 30 社、そのランク区分は「A ランク」4 社、「B ランク」5 社、「C ランク」18 社、「D ランク」1 社、「わからない」2 社となっている。分布そのものはほぼ 2010 年度と同傾向であるが、「A ランク」は 1 社増、「C ランク」は 3 社減となっている。

2010 年度、中央省庁から受注実績がある正会員社は全体の 2 割 (14 社) で、2009 年度より微増傾向であった。中央省庁からの受注状況を業務タイプ別にみると、「意識・世論調査」が 9 社で合計 46 本と最も多く、次いで「基幹・一般統計」が 7 社 29 本、「計画策定等」5 社 20 本で、受注本数の合計は 95 本となっている。合計本数の推移では、2008 年度 135 本、2009 年度 112 本、2010 年度 95 本と減少傾向を示している。(表 I-3-19 参照)

表 I-3-19 業務タイプ別受注本数 (2010 年度) (本)

	全体 (N)	最小値	最大値	1 社平均	合 計
基幹・一般統計	N= 7	1	14	4.1	29
意識・世論調査	N= 9	1	14	5.1	46
計画策定等	N= 5	2	6	4.0	20
合 計	N= 13	1	33	7.3	95

注) 14 社が受注しているが、その内容についての無回答が 1 社あるため、合計欄は 13 社で表記。

次に業務タイプ別受注金額をみると、「基幹・一般統計」は 1 社平均 3 億 3,349 万円、1 本平均 8,055 万円、正会員社総額で 23 億 3,440 万円であった。また、中央省庁全体 (意識・世論調査、計画策定等を含む) では 1 社平均 2 億 1,817 万円、1 本平均 2,985 万円、正会員社総額 28 億 3,618 万円となり、2009 年度の 20 億 204 万円を大きく上回った。(表 I-3-20 参照)

合計受注本数は減少したものの、大型案件の受注により合計受注金額は増加したと考えられる。

表 I-3-20 業務タイプ別受注金額 (2010 年度) (万円)

	全体	最小値	最大値	1 社平均	合計	1 本平均
基幹・一般統計	N=7	300	67,087	33,349	233,440	8,055
意識・世論調査	N=9	19	10,000	3,390	30,506	663
計画策定等	N=5	1,000	13,800	3,934	19,672	984
合 計	N=13	110	73,352	21,817	283,618	2,985

注) 14 社が受注しているが、その内容について無回答が 1 社あるため、合計欄は 13 社で表記。

調査手法別の受注本数では、調査員調査が 25 本 (1 社平均約 4 本)、郵送調査が 39 本 (1 社平均約 5 本)、インターネット調査が 13 本 (1 社平均約 3 本) で、郵送調査は 2009 年度の 22 本から大きく上回ったが、調査員調査 (2009 年度 37 本) とインターネット調査 (2009 年度 28 本) はそれぞれ 2009 年度を下回る結果となった。

調査手法別の受注金額では、最多額は調査員調査の 12 億 1,262 万円。本数は減少したが金額では 2009 年度 (11 億 8,125 万円) を上回る結果となった。受注本数の増加が顕著

であった郵送調査の受注金額は 12 億 1,170 万円と 2009 年度比 82%増を記している。インターネット調査は 2009 年度の 6,054 万円に対し、2010 年度は 2,501 万円に止まっている。

官公庁からの受注業務における変動費は、70%以上と回答した正会員社が全体の 3 割強で、民間からの受注業務の変動費（70%以上は 2 割弱）と比較すると、2010 年度においても明らかに上回っている。ただし、官公庁業務の変動費比率の推移をみると微減傾向にあることもみてとれる。

受注した調査本数をタイプ別にみると、「意識・世論調査」が 43 本と最も多く、次いで「基幹・一般統計」「計画策定等」の順になっている。また、各府省庁別では「内閣府」と「国交省」が 22 本で最も多く、次いで「総務省（11 本）」、「厚労省（10 本）」の順となっている。2009 年度との比較では、「国交省」は増加、「内閣府」は減少と傾向を異にしている。（表 I-3-21 参照）

表 I-3-21 業務タイプ別受注本数 各府省別内訳

	合計	内閣府	国交省	総務省	厚労省	文科省	経産省	農水省	環境省	その他
基幹・一般統計	26/20	1/1	13/7	4/4	3/3	0/1	4/3	1/1	0/0	0/0
意識・世論調査	43/56	18/27	7/10	5/6	1/3	9/7	0/0	0/1	1/0	2/2
計画策定 等	19/22	3/3	2/2	2/0	6/9	0/0	1/2	2/2	2/3	1/1
合計	88/98	22/31	22/19	11/10	10/15	9/8	5/5	3/4	3/3	3/3

※2010 年度/2009 年度

第4章 2011年度の総括と今後の展望

4. 1 公的統計の民間開放の進展状況

4. 1. 1 公的統計の民間開放は引き続き大きく進展

2011年度の民間開放された公的統計は、JMRAの調べでは84本、契約金額は53億1千万円である。前年度対比では、本数は横ばいであるが、契約金額は大幅に伸びる結果となった。2008年度以降の推移をみると、民間事業者を活用する公的統計が増加傾向にあることは明らかである。2011年度は経済産業省の「経済センサス活動調査（本社一括等直轄調査）」がスタートした年である。その点で通常年と異なる「特異年」ともいえるが、新規の基幹統計、「経済の国勢調査」との表現も使われる大型案件において民間事業者を活用するという事実は、公的統計の民間開放を象徴する出来事であったとの印象を持つ。

民間開放された公的統計の契約金額のシェアトップは、「JMRA」62%、以下「シンクタンク」22%、「その他民間」11%の順である。2010年度との比較で見ると「JMRA」が21億円から32億9千万円へと契約金額を10億円以上増やしているのが注目される。前述の「経済センサス活動調査」の増加寄与が顕著である。

JMRAが調べた、公的統計以外の中央官庁からの「その他調査」も2008年度以降契約金額は増加してきており、2011年度は初めて10億円を突破し11億5千万円となった。ただし、受注本数は2010年度の102本を下回り73本であった。金額増・本数減ということで、受注案件の大型化傾向を示唆する結果となっている。なお、「その他調査」を受注した会員社は2011年度は10社で前年度の13社を下回った。

公的統計と「その他調査」を合わせたJMRA会員社の受注金額は、2009年度27億7千万円、2010年度30億9千万円、2011年度44億4千万円と着実な増加傾向を示している。JMRA会員社の中央官庁からの受注実績が拡大するとともに、JMRA会員社における中央官庁への対応の拡がりを確認することができる。

公的統計基盤整備委員会の活動が、上記の成果に少しでも役立っているとすれば、関係者としてもこんなに喜ばしいことはない。

4. 1. 2 公的統計に対する民間事業者の対応

JMRAでは、正会員社を対象として「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を企画・実施している。2011年度で第4回を数えることとなった。（詳細は、本報告書「市場動向分析」小委員会報告を参照。）

この調査結果から、会員社における中央省庁からの委託業務への参入意向をみると以下の通りである。「積極的+条件によって」の参入意向は、「基幹・一般統計」36.4%（2010年度調査39.4%）、「意識・世論調査」43.9%（同45.4%）、「研究調査・計画策定」40.9%（同37.9%）となっている。前年度比較では、各々わずかなスコア変動にとどまっているが、3区分のなかでは「基幹・一般統計」のスコアが最小でかつ減少傾向にある点が留意される。参入意向（36.4%）が不参入意向（42.4%）を下回る結果となっているのも「基幹・一般統計」である。同調査において、中央省庁の委託業務について評価できる点・今後改善を希望したい点を自由回答で尋ねたところ、「調達時の情報開示が進み」「チャンスととらえる」との意見がある一方で、情報開示や仕様書の標準化、さらには採算性等について改善を望む声があげられている。

これらをみていくと、民間事業者においては公的統計への対応について「積極」「消極」が並存している様子が窺われる。今後の民間開放の円滑な進展に向けては、契約金額増加等の実績値に注目するだけでなく、公的統計の「業務理解」の共通性を官民相互で向上し、それに基づく信頼関係強化が必要であることを示唆しているといえよう。

4. 2 公的統計の改革や見直しの動き

4. 2. 1 「ガイドライン」についての意見交換

2009年3月に閣議決定された公的統計の「基本的な計画」では、「統計調査業務に関係する民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する」となっている。2011年度においては、前年度の2月17日にJMRAが提出した「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインについての問題提起」に対するワーキンググループ（以下WG）におけ整理を内容とする意見交換が12月に開催された。（詳細は、本報告書資料1. 参照）

JMRAからは、「公共サービス改革法の対象案件とするか否かの基準の明確化がほしい。」「経費削減を図る、のベースとなる金額・根拠を明らかにしてほしい。」「資格・認証等については、必須とするもの、望ましいとするものを具体的に例示してほしい。」「その実施状況に関する情報を具体的に明示してほしい。」等の問題提起・要望を提出した。

これらに対しWGより提示された整理の内容としては、「○ また、各府省においては、規模の大小に関わらず、各統計調査の特性に応じて、公サ法の適用対象とすることを判断しているところ。」「○ 経費削減のベースとなっている金額・根拠についても、同監理委員会において、市場化テストの効果として審議事項となっている。」「○ 各府省が仕様書等において、資格・認証等を明示する際に、入札業者の制限を招かないよう配慮することも必要と考えているため、ガイドラインに詳細に例示することは困難である。」「○ ガイドラインにおける〔その実施状況に関する情報〕の具体例としては、経費（前回委託契約額）、人員、使用施設、目標達成の程度、実施方法の概要等を想定しているところ。」等の記述がなされており、問題提起、整理、意見交換のサイクルが実現したといえる。意見交換の場において、いくつかの項目については「その後もWGで継続検討の予定」との発言もあり、次期ガイドライン作成に向けてこの機会が実現したことによる成果が含まれることを期待したい。

4. 2. 2 内閣府公共サービス改革推進室による「実施要項 標準例」

2011年9月26日開催の官民競争入札等監理委員会において「公共サービス改革法の施行に関する改善措置」が議題として取り上げられた。その場には公共サービス改革推進室より同タイトルの資料が提出されている。改善措置の内容及び実施状況として10項目が記載されているが、統計調査との関連が明らかなものとしては「5. 総合評価落札方式の基準・指標の明確化」と「7. 実施要項の標準例、評価マニュアル等の整備」があげられている。

その後、2012年4月3日に官民競争入札等監理委員会より「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」等が公表され、同時期に公共サービス改革推進室より「統計調査業務に関する民間競争入札実施要項 標準例」も発表された。

「実施要項に関する指針」においては、評価項目等の設定において「各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。また、必要以上に必須項目における得点（基礎点）が高くなならないよう留意すること。」「当該実績の有無を評価項目として設定する場合には、加点項目として位置づけ、民間事業者の新規参入の障壁とならないよう留意すること。」「民間事業者の創意工夫や能力の発揮を期待する項目については、加点項目として得点配分を大きくすることが考えられる。また、創意工夫等の程度を判断する項目については、評価に応じ得点に差を設ける等、評価の基準を明らかにすることが望ましい。」等が記述されている。

また、「実施要項 標準例」においては、入札に係わるスケジュールの詳細設定にとどまらず、評価項目設定に際しての留意事項の記述、情報開示についての人件費・人日も含む詳細なサンプル提示等が内容となっている。

民間事業者の立場としては、これらの提示が十分実行にうつされていくことを期待し、「情報の共通理解」をベースとする競争入札がより一層展開されることを願う。

4. 2. 3 官・学・民の連携、実現段階へ

近年、公的統計の民間開放進展と並行して、官・学・民が連携して共通の土俵を設定し、官民共通のスタンダード作成に向けて展開していた活動が 2011 年度にひとつ実現した。統計調査業務に携わる人の「統計調査士」「専門統計調査士」資格認定制度に基づく第一回の検定試験が 2011 年 11 月 20 日に実施された。

この制度の設計にあたっては、本委員会の「資格制度検討」小委員会のメンバーが参加しており、公的統計の民間開放進展に向けての環境整備に関わり、かつ実現に至った点は大きな前進と考える。

公的統計の分野では、民間事業者の履行能力を客観的に示す指標が存在しなかった状況との対比でみれば、委託者の側からみて安心・信頼できる民間事業者の選定に有益な指標が具体的にスタートすることになったといえる。もちろん、受託者である事業者の側においても、自社の従業員が当該資格を取得することは、事業者総体としての公的統計の業務理解はもとより履行能力の向上につながることは間違いないところであろう。双方にとって意味・価値のある制度がスタートしたといえる。

なお、統計委員会等を傍聴していると、民間事業者に所属する調査員の履行能力について、官には「懸念」があることを推測させられる場面がある。この点を考えると、JMRA 会員社は社員対象の「専門統計調査士」のみならず、調査員対象の「統計調査士」についてもその対応を検討していく必要があるといえよう。

JMRA としてもこの資格認定制度の普及、取得推奨等にこれまで同様積極的に関与していくと同時に、この制度が社会に広く浸透していくことを期待するものである。

二つ目は、公的統計の品質確保の問題である。

2010 年 7 月、内閣府統計委員会が「統計の品質に関する指標及び実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する」（「基本的な計画」）ことを、日本品質管理学会に委嘱した。これを受けて日本品質管理学会は活動期間を 3 年として「統計・データの質マネジメント研究会」を設置した。JMRA は民間事業者の団体として、各府省の統計主管部署担当者とともに参加し、官民で共通の認識となる公的統計の質についての研究に関わっている。

同研究会の活動状況については、2012 年 4 月の統計委員会において経過報告がなされている。JMRA の活動と密接に関係する「公的統計作成への ISO20252（マーケットリサーチサービスの製品認証）の応用可能性の検討」については、ISO の要求項目

をベースとして公的統計のプロセスの品質保証のためのチェックリスト作業案を作成し、それに基づくヒアリングを実行した結果、「暫定的に応用可能であると評価している。」との報告がなされている。

4. 3 今後の展望と課題

4. 3. 1 「情報開示」のより一層の進展を

公的統計の民間開放は、公共サービス改革法に基づくものと会計法令に基づくものの二つが存在する。

同じ公的統計であっても、どちらの根拠法に基づいて民間開放を行うのか、その基準が必ずしも明確ではない。公共サービス改革法に基づく民間開放は、「実施要項」が入札監理小委員会という第三者機関の審議の対象となり、調査の実施後においても「実績評価」の審議も行われるなどのプロセスが組み込まれている。

「民間版ガイドライン検討」小委員会では、昨年度に引き続き公共サービス改革法適用案件の統計調査実施要項における「実施要項（案）チェックリスト」への準拠状況を4案件について検討・確認した。さらに、その対照案件として一般会計法に基づく統計調査を1件とりあげ、「実施要項（案）チェックリスト」の視点で同じく検討・確認した。（詳しくは、本報告書「民間版ガイドライン検討」小委員会報告を参照。）

公サ法適用案件においては、「業務の引継ぎ」「共同事業体による入札参加」等の項目でより具体的な記述を要望したいとの点はあるものの、全体として準拠程度はかなり高いことが確認できた。一方、一般会計法案件は「実施要項（案）チェックリスト」の視点でみると、「情報開示」関連を中心として不十分との指摘となった項目が多い。

応札する民間事業者の立場から見ると、情報開示のレベルと範囲の点で公共サービス改革法に基づく民間開放の方がより歓迎すべき方法だと考える。会計法令に基づく民間開放は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づいているとはいえ、具体的な仕様書、入札説明書において情報の掲載が不十分といわざるをえない。

民間開放されている公的統計は、一つは「実施要項（案）チェックリスト」に準拠しており、もう一つは「ガイドライン」に準拠するという、「ダブルスタンダード（二重基準）」になっている状況は現在も継続している。公的統計の民間開放をぜひ一つの基準で運用すべきであると考えるが、特に「情報開示」については同レベルの早期実現を要望したい。

4. 3. 2 適正利益確保は民間事業者にとって必要条件

先に紹介した「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」では、官公庁からの受注調査における変動費（直接経費）比率を質問している。「変動費 70%以上」が回答企業の34.7%を占め、変動費比率そのものの加重平均値は64.1%となっている。この数字には固定費（人件費等）を含まないことを考え合わせると、自由回答における「大半の業務は製造原価割れで受注している」「一般管理費まではとてもとれない」「人件費を考慮すると実質赤字になるような金額でしかとれない」「業務の追加等の発生については、追加費用の考慮をお願いしたい」等の記述もうなづける。

民間事業者にとっては、適正利益が確保できるか否かはきわめて重要な問題である。複数年契約や同一業務の継続受注により、単年度では利益が計上できなくても業務に対する習熟度向上・改善・工夫等によりトータルで考えれば利益が計上できるとの視点もある。複数年契約はまだしも、同一業務の継続受注は可能性の問題である。

採算に合わない状態が継続するのであれば、民間事業者は公的統計の受注に対して消極的にならざるをえない。

信頼できる民間事業者と統計調査の実施・作成部局の側が将来にわたって円滑の関係を築くためにも、行政府の側には民間事業者にとっては適正利益の確保が必要であることを認識していただき、そのための対応策をぜひ講じてもらいたい。

4. 3. 3 次年度に向けて

2011 年度は、公的統計の民間開放に関連しての「環境整備」が前進した年であったといえよう。意見交換、各種関連書類の改訂・作成、資格認定制度のスタート等が具体化したことは、これまでの官民の情報交換、活動の展開が成果を生み出しつつあると受け止めたい。

民間事業者の側からの要望は、現時点においても前述の如く存在するものの、「環境整備」が民間開放の円滑な進展に実効性を発揮することを大きく期待したい。JMRA 公的統計基盤整備委員会の活動において、その実効性を注視していくとともに、受託事業者として自らに求められることは何かという点についても議論の対象とすることを検討してみたい。

第二部

各小委員会の活動報告

A.「市場動向分析」小委員会報告

B.「民間版ガイドライン検討」小委員会報告

C.「資格制度検討」小委員会報告

A.「市場動向分析」小委員会報告

2012 年 5 月

「市場動向分析」小委員会

第1章 「市場動向分析」小委員会の活動

1. 1 目的

当小委員会の目的は公的統計調査市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。当小委員会は昨年度の「社員、調査員の能力・技術研修についての検討小委員会」における活動内容を引き継いでいるが、本年度は新たに資格制度の検討を行う小委員会が立ち上がったため、社員、調査員の能力・技術研修にかかわる事項は本年度の当小委員会の検討課題から外れることとなった。また、これまで事務局によって行われてきた中央省庁における民間事業者を活用した案件の情報等の収集および分析を当小委員会で担うこととなった。このように昨年度から活動内容が変更されたことから、それに合わせて小委員会の名称も市場動向分析小委員会と改称している。

1. 2 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (1) 中央省庁における民間事業者を活用した案件の落札情報
- (2) 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果
- (3) 「調査員実態調査」結果

1. 3 検討方法

本年度は、上記に掲げた課題について公的統計調査市場における情報を収集し、分析を加えた。

中央省庁における民間事業者を活用した案件の落札情報については、昨年度と同様の方法で統計月報等によって諸情報を収集する案件をリストアップし、委託先や契約金額については実施部局へのヒアリングなどで把握した。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

2008年度よりJMRAの会員社を対象としておこなっている「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」は本年度で4回目となった。収集された情報の時系列比較ができるように、調査設計等の調査の基本的な部分は踏襲しつつも、本年度より開始されている資格制度について、受験の実態や今後の意向についても聴取した。

昨年度、JMRA会員社にかかわりのある調査員に対して実施し、結果の検討までには至らなかった「調査員実態調査」については、小冊子として取りまとめをおこなった。この小冊子は、府省関係者に配布をおこなった。この内容はJMRAのホームページにも公開 (<http://www.jmra-net.or.jp/pdf/document/notice/report201110.pdf>) している。

1. 4 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

- ◎ 芦川 勝彦：(株) 東京サーベイ・リサーチ
- 小内 隆：(株) R J Cリサーチ
- 里吉 秀之：(株) インテージ
- 鋤柄 卓也：(株) インテージリサーチ
- 森 正実：(株) ビデオリサーチ

角田 光志：(株) トランスコスモス
◎：リーダー ○：サブリーダー

オブザーバー

岩間 伸之：(株) サーベイリサーチセンター

第2章 検討結果の要約

2. 1 公的統計の民間開放の状況

2011年度の民間事業者等を活用した公的統計は84本、53億1,287万円であった。このうち、JMRA 会員社の受注金額の合計は32億9,365万円であり、全体カバレッジは、約62%となっている。また、昨年度は85本、45億1,005万円であったことから、1本あたりの金額が増大していることが伺える。府省別に見ると、経済産業省が23本、23億円であり、本数と金額ともに最大であった。本数では農林水産業が11本、厚生労働省が10本と続いており、金額では総務省10億3,835万円、厚生労働省6億6,400万円、国土交通省5億3,873万円の順となっている。

情報収集活動における課題および問題点等について述べるならば下記のような点が挙げられる。第一点として、民間事業者等を活用したものとしてリストアップされた公的統計の金額が非公表となる事例が今年度もみられたことである。昨年度の調査では3本、今年度の調査でも1本の金額が明らかにならなかった。第二点として、情報の掲載方法、表記が府省によって異なることである。府省によって調達情報のホームページの構造が異なるほか、公表されている調達情報（案件名）で公的統計業務と確認するのが難しいものも数件見受けられた。第三点として、情報の公開に日時を要し、そのタイミングが不統一であることである。今回の情報収集において、統計月報の閲覧や調達情報の収集をインターネット経由で行ったが、ひと月以上経過してから公表される情報もあり、その遅れる幅も府省によってまちまちであり、統一的な時間軸での情報収集の難しさが今回も露呈された。第四点として、情報が散在していることが改めて確認できたことである。今回収集を試みた委託先、委託金額以外の付帯的な情報も含めると一度に収集できない事が多く、実施部局の担当官と会計課など複数の場所で管理されていることが明らかになった。一方で、「統計調査カルテ」のような形で情報を一元管理しているところも一部で見受けられたことから、こうした管理体制の波及度合いについても、今後捉えていきたい。

表ⅡA-2-1 2011 年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

		合計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	外郭・系列団体
合計	本数(本)	84	22	15	32	15
	契約金額(万円)	5,312,867,703	3,293,647,962	1,145,566,252	616,421,397	257,232,092
内閣府	本数(本)	8	3	3	2	-
	契約金額(万円)	378,327,600	217,007,700	152,817,000	8,502,900	-
総務省	本数(本)	7	5	-	2	-
	契約金額(万円)	1,038,348,830	1,006,810,000	-	31,538,830	-
財務省	本数(本)	1	-	-	1	-
	契約金額(万円)	23,310,000	-	-	23,310,000	-
文部科学省	本数(本)	1	-	-	1	-
	契約金額(万円)	4,777,500	-	-	4,777,500	-
厚生労働省	本数(本)	10	3	3	3	1
	契約金額(万円)	664,001,675	198,275,000	444,350,250	21,376,425	非公表
農林水産省	本数(本)	11	4	-	4	3
	契約金額(万円)	258,154,833	161,314,685	-	62,216,687	34,623,461
経済産業省	本数(本)	23	4	3	7	9
	契約金額(万円)	2,335,569,135	1,693,692,000	311,349,002	209,919,502	120,608,631
国土交通省	本数(本)	16	1	5	8	2
	契約金額(万円)	538,733,130	4,967,077	209,750,000	222,016,053	102,000,000
環境省	本数(本)	6	1	1	4	-
	契約金額(万円)	64,946,000	4,882,500	27,300,000	32,763,500	-
法務省	本数(本)	1	1	-	-	-
	契約金額(万円)	6,699,000	6,699,000	-	-	-

2. 2 JMRA 会員社の公的統計への対応状況(「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」より)

本年度で 4 回目となる「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」において、聴取をしたのは、「官公庁からの受注状況について」「調査員について」「資格制度について」の 3 つの大項目である。

1 つ目の大項目である「官公庁からの受注状況について」明らかになったのは下記の通りである。

業者登録について、回答のあった会員社 66 社の状況をみると、中央省庁は 30 社、地方自治体は 22 社、外郭団体・独立行政法人(大学は除く)は 19 社である。2010 年度の官公庁からの受注実績があった会員社は、中央省庁は 14 社 21.2%、地方自治体は 13 社 19.7%、外郭団体・独立行政法人は 19 社 28.8%であった。

表ⅡA-2-2 のとおり、2010 年度の官公庁からの総受注本数は 840 本であり、2009 年度の 896 本から減少している。受託先別に受託本数を見ると、中央省庁は合計が 95 本、地方自治体は 457 本、外郭団体・独立行政法人は 288 本であった。受注金額は、官公庁合計の会員社総額で 58 億 5,067 万円、受託先別では、中央省庁は 28 億 3,618 万円、地方自治体は 19 億 4,189 万円、外郭団体・独立行政法人は 10 億 7,260 万円であった。2009 年度から 2010 年度にかけての合計の動向をみると、受注本数が減少するなかで、受注金額が増加しており、1 本あたりの受注金額が大きくなり、2009 年度よりも大型の案件を受注していることが伺える。また、この受注金額の伸びには中央省庁における金額が毎年伸びていることが大きく寄与している。

表ⅡA-2-2 官公庁からの受注実績時系列比較

		合計	中央省庁	地方自治体	外郭団体等
2007年度	本数(本)	890	117	490	283
	金額(万円)	510,759	166,425	102,419	241,915
2008年度	本数(本)	995	135	630	230
	金額(万円)	387,806	186,327	132,394	69,085
2009年度	本数(本)	896	112	472	312
	金額(万円)	428,674	200,204	157,784	70,686
2010年度	本数(本)	840	95	457	288
	金額(万円)	585,067	283,618	194,189	107,260

調査手法別の受注本数にみると、郵送調査が総数で 416 本と最も多く、次いでインターネット調査 181 本、調査員調査 71 本となっている。受注金額でも郵送調査が総額で 25 億 6,332 万円と最も多く、次いで調査員調査が 19 億 8,111 万円、インターネット調査が 2 億 65 万円となっている。

なお、中央省庁における府省庁別の受注本数は、内閣府と国交省はそれぞれ 22 本と最も多く、次いで総務省が 11 本、厚労省が 10 本と続いている。

官公庁からの受注業務の変動費は 70%以上が 34.7%、60～70%未満が 26.1%である。一方、民間では 70%以上が 18.2%、60～70%未満が 25.8%となっており、民間からの受注業務に比べ、官公庁からの受注業務において変動費の割合が高い傾向が続いている。

中央省庁からの委託業務への参入意向（積極的+条件によって）は、基幹・一般統計が 36.4%、意識・世論調査は 43.9%、研究調査・計画策定が 40.9%であった。参入を希望する業務範囲は、一般世帯・個人の実査が 83.3%で最多、次いで調査の企画・設計と分析・報告書作成がそれぞれ 80.0%で続いている。これ以外の全ての業務範囲でスコアが前回よりも上昇している。参入を希望する調査手法は、郵送調査（一般世帯・個人）（83.3%）、と訪問調査（一般世帯・個人）（70.0%）、インターネット調査（70.0%）が上位であった。次いで、郵送調査（事業所・企業）（60.0%）、訪問調査（事業所・企業）（53.3%）が続いている。公的統計への参入に向けた対応策として各社が重視していることの上位としては、「人材（社員）の育成」と「業務委託先の拡充」をともに 3 割の会員社が挙げている。

中央省庁の委託業務に関しての自由意見を聴取したところ、評価できる点として「調査時の情報開示が進み」「チャンスと考える」等の意見が挙がり、今後改善を要望したい点として、情報開示や仕様書の標準化等が挙げられている。

2 つ目の大項目は「調査員について」である。今回の調査で回答のあった 66 社のうち 40 社が各種調査に対応できる調査員を保有している。稼動可能な調査員は調査手法別の人数を足し上げた全体で 2,010 人、1 社平均の調査員の人数は 416 人であり、2010 年度における全体で 2,800 人、1 社平均 562 人を下回っている。対応可能な調査員の調査手法別（手法間での重複可）にみると、1 社平均の人数が多い順に、訪問調査が 35 社 343 人、ミステリーショッパーが 20 社 225 人、来店客・来街者調査が 23 社 112 人、電話調査が 21 社 65 人、CLT が 32 社 61 人と続いている。訪問調査員における統計調査員との重複割合は 22.4%であり、他調査会社との重複割合は 61.2%であった。調査員のプロフィールについて、女性が 9 割弱を占め、平均年齢は 49.8 歳、年間の平均委託本数は 14.0 本、平均年収は 41.9 万円であった。

3 つ目の大項目である「資格制度について」の質問で明らかになった点は下記の通りである。資格認定制度の是非について、社員では賛成が 28.8%、調査員では 19.7%であった。現在の社会調査士および専門社会調査士の人数について、社会調査士は 6 社 14 人、専門社会調査士 7 社 29 人となっている。

今年度、試験がはじめて行われた統計調査士と専門統計調査士を認知している会社は 66 社の内、54 社であった。認知内容では、「2 種類の資格があること」、「2011 年 11 月が第 1 回目の検定試験であること」がともに 5 割前後の認知率となっている。

2011 年度の試験について、社員に対して専門統計調査士を社命で受験をさせたのは 10 社（平均 21.9 名）であった。社員が個人扱いで受験をした者がいると回答したのは 5 社（平均 1.8 人）であった。一方、調査員に対して統計調査士の受験を課したのは 0 社、受

験の案内を行ったのも0社であった。

2012年度の試験について、社命で受験をさせる予定としたのは、専門統計調査士で4社に限られ、統計調査士においては0社であった。専門統計調査士、統計調査士いずれにおいても、本調査の実施が試験日に近かったこともあり、「2011年の受験結果をみて判断する予定」と「特に何もしない」の割合が高くなっている。

2. 3 JMRA 会員社の調査員実態(「調査員実態調査」より)

2010年度に調査員を対象として行った「調査員実態調査」の概要は下記の通りである。

まず、予備調査としてJMRA会員社(150社)に対して、調査員の保有の有無および保有規模と調査への協力可否を聴取した。回答は48社から得られ、調査員との関わりのある会員社は32社、延べ調査員数は1万3,616人であった。このうち、調査への協力が可能であると回答したのは22社、延べ調査員数は8,833人であった。

続いて、この8,833人の調査員を対象として、会員社を通じて調査票を配布するルートで、2010年12月に本調査を開始した。対象とした8,833人の調査員のうち、実際に調査票を配布することができたのは4,778人にとどまった。回収を締め切った2011年6月30日時点での回収数は1,125サンプル(回収率23.5%)である。

この締め切り後に、集計および分析を加えた結果、以下の点が明らかになった。①調査員の年齢は50歳以上の比率が8割を超えており、高齢化の実態があらためて裏付けられた。②「10年以上15年未満」の調査経験者の割合が最も多く、それ以下の調査経験年数の割合がやや低くなっている。③登録調査機関数は、1社と回答した調査員が4割弱にとどまり、6割の調査員が複数の調査機関に登録をしていることが明らかになった。なかには10社に登録している調査員もみられた。④国や地方自治体の統計調査員に登録している調査員の割合は5割近くにのぼった。年代別にその傾向をみると、高年齢層ほど登録している割合が高いことが明らかになった。⑤過去1年以内に1件以上受託した調査を手法別にみると、訪問面接法と訪問留置法の比率が高く、ともに7割台であった。⑥第三者機関による調査員を対象とした資格認定制度の必要性に関して、“必要”と回答した調査員が約半数を占めた。調査員の経験年数別にみると、経験年数が長いほど、必要性を強く訴える結果となっている。⑦調査員を続けている理由として最も多かったのは、“勤務時間の自由さ”であった。このほか、調査後の達成感やいろいろな出会い、知識の取得、社会貢献等、調査自体が持つ魅力などが挙げられている。

なお、このたび行った「調査員実態調査」の課題として、調査員に関する情報の継続的な収集とその実施方法の検討が挙げられる。これまで明かされていなかった調査員の実態を把握することができたことから、今回の調査結果は内外にとって有用な情報として位置づけることができる。今後は、資格制度の浸透や公的統計調査の民間開放の拡大に伴って、調査員の実態や意識が変化していくことが考えられる。このため、今後も定期的に調査を実施し、調査員の実態や変化の内容をつぶさに把握していく必要がある。今回の調査実施にあたっては、①調査票の配布をする会員社の応諾、②調査の回答をする調査員の応諾という二段階のハードルがあったほか、実査期間の制約もあったため、今後調査員に対して調査を実施する際には、こうした実施方法の検討も不可欠である。

第3章 公的統計の民間開放の状況

3. 1 2011 年度公的統計の民間開放の状況

2011 年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、本年度も下記の 2 ステップで情報収集・整備を行った。

1 つ目のステップにおいては、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、民間事業者の活用とは「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会などの連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計月報」総務省政策統括官（統計基準担当）に掲載されている基幹統計および一般統計において、調査系統に「民間事業者」と記述されているもの、②昨年度の当委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③一昨年以前の当委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で 2011 年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2 つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧や各府省の統計主管部局、会計課、実施部局への電話での照会、訪問等によって確認を行った。確認内容は昨年度の収集活動と同様の項目（種別、調査名、調査手法、調査周期、委託先、契約金額）をベースとしつつ、付帯的な情報〔契約種別（請負契約・委託契約）・調達方法（総合評価・最低価格）・委託業務範囲・調査対象（企業・事業所・個人）・調査規模など〕の収集も試みた。このことには、付帯的な情報を収集することの難易度を測定するという側面もあり、もし仮に収集の難易度が低ければ、早い段階で新たな価値を公表する情報に加えることができるため、内外にとって有益であると考えたためである。

表ⅡA-3-1 2011 年度 民間事業者を活用した統計調査の一覧

NO.	統計月報 掲載年月	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
総合計								5,312,867,703	
【内閣府】								378,327,600	
1	H24.01	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	調査員	毎月	公共	JMRA会員社	189,000,000	
2		一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送	毎年	会計	その他の民間	4,200,000	
3		一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済部国民資産課)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	57,540,000	
4	H23.06	一般	民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	4,302,900	
5		一般	景気ウォッチャー調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	オンライン	毎月	会計	シンクタンク	93,240,000	
6	H23.08	一般	男女間における暴力に関する調査 (男女共同参画局推進課暴力対策推進室)	郵送・調査員	3年	会計	JMRA会員社	14,252,700	
7	H23.06	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当))	調査員	1回限り	会計	JMRA会員社	13,755,000	
8		一般	消費者団体基本調査 (国民生活局消費者企画課消費者行政推進室)	郵送	3年	会計	シンクタンク	2,037,000	
【総務省】								1,038,348,830	
9	H23.01	一般	家計消費状況調査 (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	482,300,000 (1,446,900,000)	2-②
10		一般	サービス産業動向調査(A) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	162,750,000 (325,500,000)	2-①
11		一般	サービス産業動向調査(B) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	296,450,000 (889,350,000)	3-③
12		基幹	科学技術研究調査 (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	23,207,080 (69,621,241)	3-①
13		一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	8,331,750	
14	H23.12	一般	通信利用動向調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	47,565,000	
15	H23.12	一般	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査) (政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室)	郵送	5年	会計	JMRA会員社	17,745,000	
【財務省】								23,310,000	
16		基幹	民間給与実態統計調査 (国税庁長官官房企画課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	23,310,000 (69,930,000)	3-①
【文部科学省】								4,777,500	
17		一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術政策研究所)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,777,500	
【厚生労働省】								664,001,675	
18		一般	院内感染対策サーベイランス (医政局指導課)	オンライン	毎月	会計	団体		非公表
19	H23.08	一般	雇用均等基本調査 (雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	2,520,000	
20	H23.06	一般	就労条件総合調査 (統計情報部雇用・賃金福祉統計課)	郵送、調査員	毎年	公共	その他の民間	15,044,925 (60,179,700)	4-①
21		一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (統計情報部人口動態・保健社会統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	150,500,000 (451,500,000)	3-③
22	H23.08	一般	能力開発基本調査 (職業能力開発局総務課基盤整備室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	46,515,000	
23	H23.03	一般	介護事業実態調査 (老健局老人保健課)	郵送、オンライン	3年	会計	シンクタンク	273,950,250	
24	H23.04	一般	パートタイム労働者総合実態調査 (統計情報部雇用・賃金福祉統計課)	郵送	不定期	会計	その他の民間	3,811,500	
25	H23.05	一般	障害福祉サービス等経営実態調査 (社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)	郵送、オンライン	3年	会計	シンクタンク	15,000,000	
26	H23.05	一般	医療経済実態調査 (保険局医療課保健医療企画調査室)	郵送、オンライン	2年	会計	シンクタンク	155,400,000	
27	H23.05	一般	有期労働契約に関する実態調査 (労働基準局労働条件政策課)	郵送	2年	会計	JMRA会員社	1,260,000	

NO.	統計月報 掲載年月	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【農林水産省】								258,154,833	
28	H23.04	一般	畜産物市況情報の調査・収集業務 (統計部生産流通消費統計課)	オンライン、電話、 FAX	実施日	会計	団体	6,273,461	
29		一般	木材流通統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、 FAX	毎月	公共	団体	9,450,000 (18,900,000)	3-②
30		一般	内水面漁業生産統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、 調査員	毎年	公共	JMRA会員社	57,561,840 (218,988,000)	3-③
31		一般	農作物価統計調査 (統計部経営・構造統計課)	郵送、調査員、 オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	91,700,000 (275,100,000)	3-③
32		基幹	牛乳乳製品統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	調査員	毎年	公共	JMRA会員社	10,278,345 (30,835,035)	3-②
33		一般	生鮮食料品価格・販売動向調査 (統計部生産流通消費統計課消費統計室)	調査員、郵送	毎月	公共	その他の民間	4,655,000 (13,965,000)	3-②
34	H24.01	一般	食品製造業における HACCP 手法の導入状況実態調査 (総合食料局食品産業企画課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	1,774,500	
35	H23.12	一般	花き産業振興総合調査 (生産局生産流通振興課)	郵送、オンライン、 FAX	毎年	会計	その他の民間	1,842,650	
36	H23.08	一般	水産物流情報リアルタイム提供委託業務 (水産庁漁政部加工流通課) (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	5,922,000	
37	H23.08	一般	農業・農村の6次産業化総合調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送・職員	毎年	会計	その他の民間	49,797,037	
38	H23.10	一般	木材流通統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送・オンライン・ FAX	毎月	会計	団体	18,900,000	
【経済産業省】								2,335,569,135	
39		一般	情報処理実態調査 (商務情報政策局情報経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,032,500	
40		一般	中小企業実態基本調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	287,700,000	
41	H23.06	一般	外資系企業動向調査 (貿易経済協力局貿易振興課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	18,755,794	
42		一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	18,900,000	
43		一般	海外事業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	23,625,000	
44		一般	容器包装利用・製造等実態調査 (農、総合食料局食品安全産業企画課) (経、産業技術環境局リサイクル推進課)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	22,399,502	
45		一般	エネルギー消費統計調査 (資源エネルギー庁総合政策課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	136,377,977	
46	H23.03	一般	砕石等動態統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	4,255,650	
47		一般	繊維流通統計調査 (製造産業局繊維課)	郵送	毎月	会計	団体	2,531,550	
48		一般	非鉄金属等需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課)	郵送、オンライン、 FAX	毎月	会計	その他の民間	1,732,500	
49		基幹	経済産業省企業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	101,850,000 (305,550,000)	3-③
50		一般	鉄鋼需給動態統計調査、特殊鋼材需給月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	736,790	
51		一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	1,934,100	
52		一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	3,295,950	
53		一般	金属加工統計調査 (製造産業局素形材産業室)	郵送	毎月	会計	団体	1,042,685	
54		基幹	石油製品需給動態統計調査(月次) (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	105,998,156	
55		一般	石油輸入調査(月次) (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	(上記金額に含む)	
56		基幹	ガス事業生産動態統計調査(一般ガス分) (資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	813,750	
57		基幹	ガス事業生産動態統計調査(簡易ガス分) (資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	982,800	
58		一般	情報通信業基本調査(経産省実施分) (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	55,650,000	
59		一般	工場立地動向調査 (経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課)	郵送	半年	会計	シンクタンク	1,249,500	
60	H23.12	基幹	経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	5年	会計	JMRA会員社	1,517,292,000 (3,146,850,000)	2-①
61	H23.04	一般	産業連関構造調査(鉱工業投入調査) (大臣官房調査統計グループ統計解析室)	郵送	5年	会計	その他の民間	20,412,931	

NO.	統計月報 掲載年月	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【国土交通省】								538,733,130	
62		一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 (情報政策本部情報安全・調査課建設統計室)	郵送、オンライン	半年	会計	その他の民間	3,843,000	
63		一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員	毎年	会計	シンクタンク	24,990,000	
64		一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 (住宅局総務課民間事業支援調整室)	郵送、FAX	毎年	会計	その他の民間	1,406,853	
65		一般	自動車分解整備事業実態調査 (自動車交通局技術案全部整備課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	6,090,000	
66		一般	国際航空旅客動態調査 (航空局空港部計画課)	調査員	毎年	会計	その他の民間	59,850,000	
67		一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	シンクタンク	84,000,000	
68		一般	建設関連業等の動態調査 (情報管理部情報安全・調査課建設統計室)	郵送、オンライン	毎月	公共	その他の民間	3,049,200 (9,147,600)	3-②
69		一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	その他の民間	52,185,000	
70		一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁参事官観光経済担当)	調査員	四半期	会計	団体	64,000,000	
71		基幹	自動車輸送統計及び自動車燃料消費内容検査等 (総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	67,767,000	
72	H23.10	一般	観光地域経済調査(仮称)予備的調査 (観光庁参事官(観光経済担当))	郵送	1回限り	会計	シンクタンク	77,000,000	
73	H24.01	一般	建設構造実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課)	郵送、オンライン (電子メール)	1回限り	会計	シンクタンク	2,970,000	
74	H23.03	一般	主要建設資材需給・価格動向調査 (総合政策局建設市場整備課)	郵送、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	4,967,077	
75	H23.05	一般	建設機械等損耗調査 (総合政策局建設施工企画課)	郵送、オンライン、 FAX	2年	会計	団体	38,000,000	
76		一般	航空旅客動態調査 (航空局空港部計画課)	調査員	2年	会計	その他の民間	27,825,000	
77		一般	航空貨物流動調査 (航空局空港部計画課)	郵送、オンライン	2年	会計	シンクタンク	20,790,000	
【環境省】								64,946,000	
78		一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,278,500	
79		一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	4,882,500	
80		一般	水質汚濁物質排出量総合調査 (水・大気環境局水環境課環境指導室)	郵送、オンライン	2年	公共	その他の民間	15,050,000 (45,150,000)	3-③
81	H23.06	一般	環境経済観測調査 (総合環境政策局環境計画課)	郵送、オンライン	半年	会計	シンクタンク	27,300,000	内数
82		一般	環境保健サーベイランス調査 (総合環境政策局環境保険部企画課保険業務室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	9,187,500	
83	H23.08	一般	産業廃棄物処理業実態調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	郵送	1回限り	会計	その他の民間	6,247,500	
【法務省】								6,699,000	
84	H23.08	一般	安全・安心な社会づくりのための基礎調査(犯罪被害実態(暗数)調査) (法務総合研究所研究部)	郵送	4年	会計	JMRA会員社	6,699,000	

注1) 契約金額は「税込み」。

注2) 複数の異なる公的統計を一本化して発注している調査が、経産省で1本ある。本数としてはそれぞれの調査を1本とカウントしているが、契約金額は一本化されている。

注3) データ非公表の状況。契約金額のみ非公表1本(厚労省)。

注4) 複数年契約の扱い。複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は単年度ベースに換算して集計した。

注5) 備考欄「内数」の表現は、契約金額が統計調査以外の委託費を含んだ金額となっており、統計調査の部分だけを分離することが出来ないため、統計調査の委託費は表示した契約金額の「内数」であることを示している。

3. 2 2011 年度の JMRA 会員社における「その他調査」の受注実績

公的統計（基幹統計、一般統計）以外にも民間事業者の活用がされているものとして、意識調査・世論調査、計画策定調査、調査研究といった「その他調査」（派生的に実施されるアンケート調査等も含む）があげられる。

こうした「その他調査」のうち、中央官庁から JMRA 会員社が受注しているものについて、当委員会では継続的に調査を実施している。今回で 4 回目となり、2011 年度の受注実績を対象として JMRA 会員社からの自己申告形式で情報収集を行った。

その結果は下記のとおりである。JMRA 会員社における 2011 年度の「その他調査」の受注実績は、受注 10 社、受注本数 73 本、受注金額 11 億 4,548 万円となっている。前年度と比較して受注本数は減少しているものの、受注金額は 3 年連続で増加する結果となった。

また、府省別にみて受注金額が最も多いのは、総務省 3 億 7,427 万円、続いて内閣府 2 億 7,022 万円、厚生労働省 1 億 7,156 万円、文部科学省 1 億 3,638 万円の順となっている。

表ⅡA-3-2 「その他の調査」の受注実績(時系列比較)

		2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
合計	受注社数(社)	8	10	13	10
	受注本数(本)	79	67	102	73
	受注金額(万円)	78,617	83,870	98,981	114,548
内閣府	受注社数(社)	5	7	8	8
	受注本数(本)	28	27	28	23
	受注金額(万円)	34,276	31,139	26,738	27,022
宮内庁	受注社数(社)	-	-	1	-
	受注本数(本)	-	-	1	-
	受注金額(万円)	-	-	36	-
公正取引委員会	受注社数(社)	-	-	1	-
	受注本数(本)	-	-	2	-
	受注金額(万円)	-	-	98	-
警察庁	受注社数(社)	2	1	1	-
	受注本数(本)	6	2	1	-
	受注金額(万円)	1,760	2,342	1,439	-
消費者庁	受注社数(社)	-	-	1	1
	受注本数(本)	-	-	1	2
	受注金額(万円)	-	-	651	622
総務省	受注社数(社)	5	2	5	3
	受注本数(本)	9	4	15	10
	受注金額(万円)	14,370	6,161	3,661	37,427
法務省	受注社数(社)	-	-	1	2
	受注本数(本)	-	-	1	2
	受注金額(万円)	-	-	504	1,383
外務省	受注社数(社)	1	1	-	-
	受注本数(本)	1	1	-	-
	受注金額(万円)	300	200	-	-
財務省	受注社数(社)	2	1	1	2
	受注本数(本)	2	1	1	2
	受注金額(万円)	433	293	297	641
文部科学省	受注社数(社)	3	2	6	6
	受注本数(本)	10	3	15	12
	受注金額(万円)	5,515	13,123	33,352	13,638
厚生労働省	受注社数(社)	4	3	4	3
	受注本数(本)	5	8	9	9
	受注金額(万円)	7,884	5,341	3,635	17,156
農林水産省	受注社数(社)	3	2	2	-
	受注本数(本)	3	4	4	-
	受注金額(万円)	3,020	2,616	1,644	-
経済産業省	受注社数(社)	3	1	1	-
	受注本数(本)	4	2	1	-
	受注金額(万円)	3,638	3,697	7,350	-
国土交通省	受注社数(社)	4	3	4	4
	受注本数(本)	6	12	17	8
	受注金額(万円)	3,621	14,233	14,002	11,092
環境省	受注社数(社)	1	1	2	2
	受注本数(本)	5	3	4	5
	受注金額(万円)	3,800	4,725	5,476	5,567
国立国会図書館	受注社数(社)	-	-	1	-
	受注本数(本)	-	-	2	-
	受注金額(万円)	-	-	98	-

第4章 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果の概要

4. 1 調査概要

(1) 調査目的

統計などの公的な調査の受注実績や今後の参入意向等について実態をつかむ。また、調査会社における保有調査員の実態、本年度より開始した資格制度の受験状況や意向等についても把握する。

(2) 調査対象

JMRA 正会員社 (147 社)

(3) 調査手法

電子メール調査 (会員社窓口担当者へ電子メールの添付ファイル形式で送付、回収)

(4) 調査項目

1. 官公庁からの受注状況
 - ・ 業者登録の現状
 - ・ 官公庁からの受注実績
 - ・ 官公庁調査と民間調査での変動費の状況
 - ・ 中央省庁からの受注実績
 - ・ 公的統計への参入意向 など 8 項目
2. 調査機関保有調査員の実態
 - ・ 調査員の保有状況と人数
 - ・ 調査員のプロフィール など 4 項目
3. 資格認定制度の実態と意向
 - ・ 制度認知、資格取得者の有無および人数
 - ・ 各種資格制度への考え など 3 項目

(5) 実査期間

2011 年 11 月 1 日～11 月 15 日

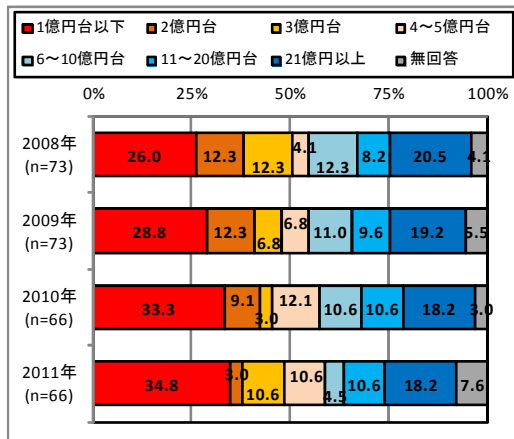
※11 月 24 日電子メールにて督促実施、12 月 1 日、9 日電子メールにて再督促実施

(6) 回収数／発送数 (回収率)

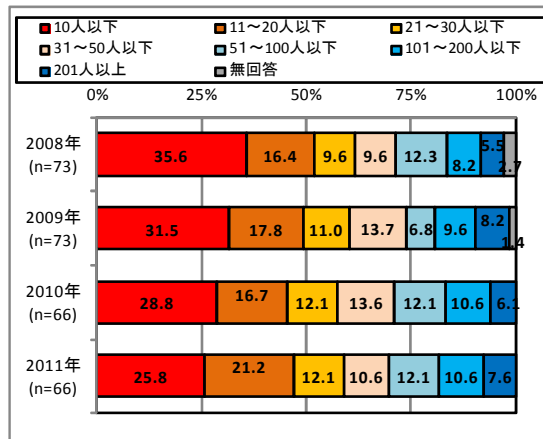
66／147 サンプル (44.9%) ※有効回答数 66 サンプル

(7) 企業属性

【売上高】 N=66



【総従業員数】 N=66



【過去調査の概要】

<2008年 第1回>

実査期間：2008年11月5日～28日、発送数：142社、回収数：73社（有効回収率51.4%）

<2009年 第2回>

実査期間：2009年11月2日～30日、発送数：148社、回収数：73社（有効回収率49.3%）

<2010年 第3回>

実査期間：2010年11月1日～12月20日、発送数：150社、回収数：66社（有効回収率44.0%）

4. 2 調査結果のまとめ

4. 2. 1 官公庁からの受注状況

①登録状況について

- 回答のあった会員社(66社)の業者登録状況について、中央省庁は4割強(45.5%)の30社、地方自治体は3割(33.3%)の22社、外郭団体・独立行政法人(大学は除く)は3割弱(28.8%)の19社である。
- 中央省庁全省統一資格を取得していない理由として挙げたのは、「中央省庁からの受注は考えていないから」(63.9%)。次いで「手続きが面倒だから」「中央省庁からの受注は収益性が良くないから」がそれぞれ25.0%である。

②官公庁からの受注状況

- 2010年度の官公庁からの受注実績は、「中央省庁」(14社21.2%)、「地方自治体」(13社19.7%)、「外郭団体・独立行政法人」からが3割弱(19社28.8%)であった。
- 2010年度の官公庁からの総受注本数は840本であり、2009年度(896本)から減少している。受託先別に見ると、「中央省庁」は受注本数の合計が95本(2009年度112本)で受託先別では最も少なく、「地方自治体」は457本(同472本)、「外郭団体・独立行政法人」は288本(同312本)であった。
- 業務タイプ別に見ると、中央省庁では「意識・世論調査」が9社、合計46本と最も多い。地方自治体でも「意識・世論調査」の本数が最も多く8社321本、外郭団体・独立行政法人(大学等は除く)においても「意識・世論調査」の本数が最多で13社218本であった。

- ・ 受託先別の受注金額を見ると、「中央省庁」は会員社総額 28 億 3,618 万円（同 20 億 204 万円）、「地方自治体」は会員社総額 19 億 4,189 万円（同 15 億 7,784 万円）、「外郭団体・独立行政法人」は会員社総額 10 億 7,260 万円（同 7 億 686 万円）であった。いずれも 2009 年度より受注金額が増加している。
- ・ 調査手法別の受注本数では「郵送調査」が総数で 416 本（同 510 本）と最も多く、次いで「インターネット調査」181 本（同 173 本）、「調査員調査」71 本（同 56 本）となっている。
- ・ 調査手法別の受注金額では「郵送調査」が総額で 25 億 6,332 万円（2009 年度 23 億 2,091 万円）と最も多く、次いで「調査員調査」19 億 8,111 万円（同 13 億 6,901 万円）、「インターネット調査」2 億 65 万円（同 2 億 5,339 万円）となっている。

③官公庁と民間での変動費について

- ・ 官公庁からの受注業務の変動費は「70%以上」が 34.7%（2009 年度 33.3%）、「60～70%未満」が 26.1%である。また民間では「70%以上」が 18.2%、「60～70%未満」25.8%、「50～60%未満」24.2%、「50%未満」19.7%となっており、民間からの受注業務に比べ官公庁の変動費が高くなっている。

④中央省庁からの受注状況

- ・ 府省庁別の受注本数は「内閣府」の 22 本（同 31 本）と「国交省」の 22 本（同 19 本）が多く、次いで「総務省」11 本（同 10 本）、「厚労省」が 10 本（同 15 本）の順であった。

⑤公的統計への参入意向について

- ・ 中央省庁からの委託業務への参入意向は、「基幹・一般統計」において「積極的+条件によって」の参入意向が 36.4%（2010 年度調査 39.4%）であった。「意識・世論調査」は参入意向が 43.9%（同 45.4%）、「研究調査・計画策定」は参入意向が 40.9%（同 37.9%）であった。
- ・ 公的統計への参入に当たって希望する業務範囲では、「一般世帯・個人の実査」が 83.3%（同 81.8%）で最多であり、次いで「調査の企画・設計」80.0%（同 72.7%）と「分析・報告書作成」が 80.0%（同 69.7%）の順であった。これ以外の聴取した全ての業務範囲でスコアが前回よりも上昇している。
- ・ 公的統計で参入したい調査手法は、昨年減少した「郵送調査（一般世帯・個人）」（83.3%、2010 年度調査 60.6%）と「訪問調査（一般世帯・個人）」（70.0%、同 57.6%）が割合を大きく戻した。一方、昨年最も多かった「インターネット調査」は昨年並み（70.0%、同 69.7%）にとどまった。次いで、「郵送調査（事業所・企業）」60.0%（2010 年度調査 54.5%）、「訪問調査（事業所・企業）」53.3%（同 57.6%）と続いている。
- ・ 公的統計への参入に向けた対応策として各社が重視しているのは、「人材（社員）の育成」（30.0%、2010 年度調査 42.4%）と「業務委託先の拡充」（30.0%、同 27.3%）である。
- ・ 中央省庁の委託業務について自由意見を聴取したところ、評価できる点として「調達時の情報開示が進み」「チャンスと考える」との意見が挙がり、今後改善を要望したい点として、情報開示や仕様書の標準化等が挙げられている。

4. 2. 2 調査機関保有調査員の実態

回答のあった 66 社のうち 40 社、60.6%が各種調査に対応できる調査員を保有している。2010 年度の 33 社、50.0%より増加している。

稼動可能な調査員は調査手法別の人数を足し上げた全体で 2,010 人、1 社平均の調査員の人数は 416 人（2010 年度全体 2,800 人、1 社平均 562 人）である。

調査手法別（手法間での重複可）にみると、1 社平均の人数が多い順に、訪問調査が 35 社 343 人（2010 年度 28 社 402 人）。以下ミステリーショッパーが 20 社 225 人（同 22 社 211 人）、来店客・来街者調査が 23 社 112 人（同 23 社 131 人）、電話調査が 21 社 65 人（同 17 社 73 人）、CLT が 32 社 61 人（同 27 社 84 人）と続いている。

訪問調査員の統計調査員との重複割合は 22.4%（2010 年度 31.3%）であり、他調査会社との重複割合は 61.2%（同 68.3%）であった。

調査員のプロフィールについて、女性が 9 割弱（88.6%）を占め、平均年齢は 49.8 歳となっている。年間の平均委託本数は 14.0 本で、ほぼ月 1 本ペースとなる。平均年収は 41.9 万円であった。

4. 2. 3 資格認定制度の実態と意向

資格認定制度の是非について、「社員」については賛成が 28.8%（2010 年度調査 19.7%）、「調査員」については 19.7%（同 25.8%）であった。現在の社会調査士および専門社会調査士の人数については、社会調査士が 6 社 14 人（2010 年度 6 社、12 人）、専門社会調査士 7 社 29 人（同 8 社 26 人）となっている。

統計調査士と専門統計調査士を認知する会社は 54 社、81.8%であった。認知内容では、「2 種類の資格があること」（51.9%）が半数を越え、「2011 年 11 月が第 1 回目の検定試験であること」（46.3%）も約 5 割弱の認知度となっている。

2011 年度の試験を「社員」に対して専門統計調査士を社命で受験させたのは 10 社（平均 21.9 名）であった。個人扱いで受験をした者がいると回答したのは 5 社（平均 1.8 人）であった。「調査員」に対して統計調査士の受験を課したのは 0 社、受験の案内を行ったのも 0 社であった。

2012 年度に社命で受験をさせる予定としたのは、専門統計調査士で 4 社に限られ、統計調査士においては 0 社であった。専門統計調査士、統計調査士いずれにおいても、本調査の実施が試験日に近かったこともあり、「2011 年の受験結果をみて判断する予定」と「特に何もしない」の割合が高くなっている。

4. 2. 4 公的統計基盤整備委員会について

公的統計基盤整備委員会の認知率は 66.7%であり、昨年度の 56.1%から上昇している。年次レポートの閲覧状況については、約 2 割であった。

第5章 「調査員実態調査」結果の概要

5. 1 調査概要

（1）調査目的

民間調査機関が持つ調査員調査の受容力を測定し、公的統計調査における民間調査機関の信頼度を高めると共に、調査員待遇など官民格差の是正に役立てる。

(2) 調査対象

JMRA 正会員社と関わりのある調査員

(JMRA 正会員社とのつながりにおいては、直接保有、登録、委託先としての調査員を対象とし、法人・個人の形態は問わなかった。)

(3) 調査地域

全国

(4) 調査手法

JMRA 会員社から調査員へ手渡し等による配付を行い、調査員からは郵送での回収(JMRA 宛はがき)を行なった。

(5) 調査手順

- ① 事前調査 JMRA 会員社の協力意向、配付可能な期間と調査員人数を把握した。
(会員社の窓口へメール送信)
- ② 本調査 事前調査に基づき、JMRA⇒会員社⇒調査員の順で調査票を配付した。

(6) 調査項目

- ① 調査経験期間
- ② 登録している調査機関数
- ③ 国や地方自治体の統計調査員登録状況
- ④ 過去 1 年間の調査手法別受託件数
 - ・訪問面接法
 - ・訪問留置法
 - ・訪問面接法と訪問留置法の併用法
 - ・会場調査、CLT (事前リクルート、路上でのスクリーニング共含む)
 - ・ミステリーショッピング
 - ・通行量調査
 - ・電話調査
 - ・その他調査
- ⑤ 調査員資格認定制度についての必要度
- ⑥ 調査員を続けている理由 (自由回答)

属性 1. 性別

属性 2. 年齢

属性 3. 居住都道府県

(7) 実査期間

事前調査：2010 年 11 月 1 日～2010 年 12 月 8 日

本調査：2010 年 12 月 9 日～2011 年 6 月 10 日

(8) 会員社の協力意向と調査票の配付数

事前調査：150 社へ協力依頼、内 48 社から回収、内 32 社が調査員保有、
内 22 社が協力可。32 社の調査員総数は 1 万 3,616 名。

本調査：本調査への協力を可とした 22 社の調査員総数は 8,833 名。

配付完了数は 4,778 名。

※調査票の配付をインストラクション時に行う会社もあったため、調査対象者数 8,833 人全てに調査票を配付することが出来ず、2011 年 3 月 31 日時点で配付が完了したのは 4,778 名であった。

(9) 回収状況

1,125 サンプル回収（2011 年 6 月 30 日現在）、回収率 23.5%（実配付数 4,778）

5. 2 調査結果のまとめ

①回答者の属性

- ・ 回答者の性別は女性が 9 割弱（88.4%）、男性が 1 割強（11.6%）であった。
- ・ 回答者の年齢は 50 歳以上の比率が 8 割を超えており、最も比率が高かったのは 60 歳代の 40.8%であった。また、70 歳代の調査員も約 1 割みられた。（50 歳代 32.2%、60 歳代 40.8%、70 歳代 9.9%、80 歳代以上 0.3%）。
- ・ 回答者の居住都道府県では、最も多かったのが東京都の 14.4%であった。以下、大阪府 6.8%、神奈川県 6.2%、北海道 5.1%、埼玉県 5.0%の順で続く。

②調査経験期間

- ・ 「10 年以上 15 年未満」の調査経験が最も多く、全体の 2 割強（21.3%）であった。また、10 年以上の調査経験を持つ人は全体の約 3 分の 2 に達する。

③登録している調査機関数

- ・ 1 社のみに登録している回答者が 4 割弱（38.8%）で、2 社以上に登録している回答者は約 6 割であった（2 社 21.1%、3 社 15.3%、4 社 8.2%、5 社 7.0%、6～9 社 7.0%、10 社以上 2.1%）。

④国や地方自治体の統計調査員登録状況

- ・ 統計調査員に登録している回答者の割合は 47.4%であった。
- ・ 調査員経験年数別に見ると、35 年未満までは調査員経験が長くなるに連れて統計調査員の登録率が高くなり、30 年以上 35 年未満では 63.3%に達する。
- ・ 年代別では 50 歳代～60 歳代の登録率が高めで、地域ブロック別では東日本よりも西日本で登録率が高めとなっている。

⑤過去 1 年間の調査手法別受託状況

- ・ 過去 1 年以内に 1 件以上受託した調査の手法では、訪問面接法と訪問留置法の比率が高く、訪問面接法が 78.3%、訪問留置法が 74.2%であった。
- ・ 調査手法別に年間 12 本以上（月平均換算 1 本以上）の受託者の比率を見ると、「訪問面接法」と「訪問留置法」が約 3 割、「電話調査」と「その他調査」が約 2 割、「訪問面接留置併用法」と「会場調査・CLT」が約 1 割であった。

⑥調査員資格認定制度についての必要性

- ・ 第三者機関による調査員を対象とした資格認定制度の必要性に関して、「必要」と回答した調査員が約半数を占める（是非必要 19.6%、まあ必要 30.0%）。

- ・ 調査員経験年数別では「是非必要」の比率が 25%を超えるのは、調査員経験が 25 年以上の層であった。

⑦調査員を続けている理由

- ・ 調査員を続けている理由を自由回答で尋ね、テキスト型データ解析ソフト WordMiner で分析した。その結果、“勤務時間の自由さ”を挙げる回答者が最も多かった。また、調査後の達成感やいろいろな出会い、知識の取得、社会貢献等、調査自体が持つ魅力も大きな継続理由となっている。

**B.「民間版ガイドライン検討」
小委員会報告**

2012 年 5 月

「民間版ガイドライン検討」小委員会

第1章 「民間版ガイドライン検討」小委員会について

当委員会の前身は 2008 年度に発足した「応札業務に関する諸問題検討小委員会」である。この委員会では「統計調査の民間委託に係るガイドライン」¹に基づく実際の調査仕様書を応札者の視点から多面的に検討した。その結果は「公的統計市場に関する年次レポート 2008」の中で、「ガイドライン改定に向けて」として報告をした。この委員会で取り上げたテーマは次年度以降、「民間版ガイドライン検討小委員会」にそのまま引き継がれ、“ガイドライン”が発注者・受託者間の的確なコミュニケーションのための“拠所”たるべき要件等について検討してきた。

民間版ガイドラインと謳っているが、民間側がガイドラインを示すという意味ではない。発注者（官）—応札者（民）が相互に理解・確認すべきミニマムスタンダードとしてのガイドラインの“あるべき姿”を官民のパートナーシップ向上の視点より検討する、といったものである。その検討方法であるが、入札説明書、調査仕様書、実施要項を読込む点は一貫して変わっていない。委員会メンバーには受託会社の委員もあり、まさに、“現地現物的”検討といっても過言ではない。当委員会での検討結果は毎年、年次レポートの中で報告をしている。レポートでの指摘が仕様書に反映されたと思われる点もあり、当委員会及び公的統計基盤整備委員会活動のプレゼンスも少しずつではあるが定着してきたのではないかと考えている。

昨年の委員会では、平成 22 年 3 月 31 日に官民競争入札等監理委員会より提出された「実施要項（案）チェックリスト（案）」²に基づいて作成された「公共サービス改革法（以下、「公サ法」と略す）」適用案件の統計調査実施要項における「実施要項（案）チェックリスト（案）」への準拠状況を検討した。また、その対照案件として一般会計法に基づく統計調査案件³の一連の入札関連書類（入札説明書、仕様書など）を「実施要項（案）チェックリスト（案）」の視点で対比的に検討した。その結果、公サ法案件は比較的实施要項に準拠していること、直接比較はできないにしても非公サ法案件よりは準拠程度が高いことが明らかとなった。但し、公サ法案件の検討は「科学技術研究調査（総務省）」のみであり、準拠程度や非準拠項目への具体的な言及までにはいたらなかった。

2011 年度はこの点を考慮し、対象府省を拡大し、「実施要項（案）チェックリスト」の準拠程度とそのチェックリストに内在する課題をより明確にしたいとの観点より検討を進めることにした。

また、応札者にとっては最も関心のある総合評価方式での課題、応札実務—応札関連書類対応での課題等について現状における課題の整理を試みた。

具体的な目的、検討課題、検討方法、運営体制は次の通りである。

¹ 2008 年度は「各府省統計主管課長等会議申合せ」による「改正平成 21 年 4 月 1 日」版に準拠した。最新は平成 22 年 3 月 25 日付の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」となっている。

² 現在は「実施要項（案）チェックリスト（案）」から「実施要項（案）チェックリスト」と最後の（案）はとれたものとなっている。詳細は以下のサイトを参照されたい。なお、このチェックリストは公共調達全般が対象であるため、統計調査には該当しない項目もある。その項目（統計調査非該当項目）については公共サービス改革推進室と相互確認をしている。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/kaisai/2010/0331/0331.html>

³ 昨年度の一般会計法案件としては「海外事業活動基本調査（経済産業省）」を取りあげた。

1. 1 目的

統計調査の仕様書、民間競争入札実施要項は発注者・受託者間の的確なコミュニケーションガイドラインであるべきである。魅力ある公的統計市場に向けて、受託者視点をも取り入れた“ガイドライン”のあるべき姿を整理し、官民のパートナーシップの向上に資することを目的とする。

1. 2 検討課題

具体的検討課題は次の通り。

- 公共サービス改革法対象案件仕様書の「実施要項（案）チェックリスト」に対する準拠評価およびチェックリストにおける課題整理
- 公共サービス改革法非対象案件仕様書の「実施要項（案）チェックリスト」の観点からの課題整理
- 総合評価方式における評価点数についての現状と課題整理
- 応札実務、特に書類対応における課題整理

1. 3 検討方法

公開されている実施要項を入手し、「実施要項(案) チェックリスト」に対する準拠状況を項目別に検討した。これは、2010 年度と同様である。

対象府省は民間開放が比較的進んでいる府省⁴とした。また、案件は JMRA 会員社受託実績のあるもの、ないものより選定した。その結果は次の通り。

＜公サ法案件＞

- 「就労条件総合調査（厚生労働省）」（JMRA 会員社受託経験なし）
- 「農業物価統計調査（農林水産省）」（JMRA 会員社受託経験あり）
- 「企業活動基本調査（経済産業省）」（JMRA 会員社受託経験あり）
- 「消費動向調査（内閣府）」（JMRA 会員社受託経験あり）

なお、対照案件としての非公サ法案件としては、次年度公サ法適用が決定している「サービス産業動向調査（総務省）」とした。

1. 4 運営体制

準拠状況の判定は複数の委員で担当することにした。担当案件は委員の希望及び応札経験に基づき決定した。判定については毎月の委員会で相互に判定基準について意見交換をし、基準の共有化を確認しながら検討をした。

委員は次の通りである。

◎武井 雅	(株) 日本リサーチセンター
○山中 博司	(一社) 中央調査社
○飯田 房男	(株) インテージリサーチ
○山本 恭久	(社) 新情報センター
井田 潤治	(社) 輿論科学協会
半田 文浩	(株) サーベイリサーチセンター
中島 文夫	(株) 電通マーケティングインサイト
中野 光義	(株) サン・パートナーズ

⁴ 2010 年度レポート p25 の公サ法に基づく民間受託実績金額は農水省、内閣府、厚労省、経産省の順で、この 4 府省のみ 1 億円超となっている。

◎：リーダー ○：サブリーダー

なお、公的統計基盤整備委員会の坂内克正事務局長（㈱日経リサーチ）には 2010 年度委員の経験を踏まえ、委員会活動に全面的に参加していただいた。また、委員として内閣府公共サービス改革推進室との打合せにも協力をいただいた。

第2章 検討結果の要約

2. 1 「実施要項(案)チェックリスト」遵守評価

検討対象案件の調査仕様概要は次の通り。

調査名	調査時期 (毎月、毎年〇月 など。周期年調査 の場合はその周期 と直近の実施 年を記載)	調査対象 (〇〇業を営む 事業所など。毎年 調査対象が異なる 等の場合は、直 近の調査対象と その年を記載)	調査客体数 (毎年調査客体 数が異なる場合 は、直近の数とそ の年を記載)	調査系統 (本省一地方支 分部局一対象な ど。複数の系統が ある場合は主な 系統を記載)	民間委託の状況 委託業務の内容 (該当業務に〇)				備 考
					調査票 等の印 刷	調査票 等の配 布・回収	個票審 査・疑義 照会	集計・デ ータ入力	
就労条件総合調査 (厚労省)	毎年1月1日 (平成24年1月1日)	15大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	約6,200企業 (平成24年)	本省一民間事業者一対象	○	○ 郵送法	○	○(データ入力のみ)	公サ法
農作物価統計調査 (農水省)	毎月 (5日、15日)	出荷団体、小売店等	約2,400	本省一民間事業者一対象	○	○ 調査員他	○	○	公サ法
企業活動基本調査 (経産省)	毎年 (調査期日は3月31日)	広範囲業種対象。従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上の企業	約38,000企業	本省一民間事業者一対象	○	○ 郵送法	○	○	公サ法
消費動向調査 (内閣府)	毎月1回	全国の世帯のうち、外国人・学生・施設等入居世帯を除く世帯	(1)訪問留置調査…6,720世帯 (2)並行調査 (郵送調査) …2,040世帯	本省一民間事業者一対象	○	○ (1)訪問調査 (2)郵送調査	○	○	公サ法
サービス産業動向調査 (総務省)	毎月	サービス産業を主産業とする事業所	約39,000	本省一民間事業者一対象	○	○ 郵送&訪問	○	○	一般会計法

「実施要項 (案) チェックリスト」視点での比較結果は次頁の表ⅡB-2-1の通り。

この表は第3章の案件別評価を府省横並びにみたものである。

「△」はチェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目を示す。「×」は、チェックリストの求める事項が実施要項等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目である。

「実施要項(案)チェックリスト」の項目数は99あり、統計調査非該当項目、当該案件非該当項目などを除くと該当項目数は70前後となる。4つの公サ法案件は「×」がみられない。その点ではかなり準拠程度が高いといえよう。

「△」の数、領域は案件によってバラツキがあるものの総じて少ない。その中で、「(1)対象公共サービスの詳細な内容」という領域は府省共通となっている。しかも、「1. (1)⑥契約終了時の引継について明記されているか」への懸念である点が共通である。要は「業務の引継ぎ」については「引継に必要な資料を求めた場合は応じること」と明記されているが、具体的記述がないため、過大な資料作成負担への懸念からの「△」となっている。民間事業者は創意工夫を求められる中、効率的な運営を心がけている。その中で、もし、想定外の引継ぎを要求されたら困るということである。この点はできる限り明確にしていきたい。

「3. 入札参加資格について」と「4. 入札参加者の募集について」で「△」が目につくが、いずれも「共同事業体による入札参加を認める場合において」という表現に関連してである。そもそも実施要項に共同事業体という記述しない案件の場合は、

「認めていない」のか「認める可能性を残している」のかが現表記ではわかりにくい
ためである。応札者からの「共同事業体可否」に関する質問をさける意味でも、チェ
ェクリストの表現を「共同事業体記載の有無」とし、認める場合の要件定義（例えば
共同事業体間の資格が異なる場合の対応など）を明記するなどである。また、「3. (2)
③契約終了後、新たな入札時に入札参加資格の見直しの検討を行っているか」につい
て、検討結果の明確な記述がないという指摘もあった。資格について、そもそも予算
額基準での資格基準でよいか、資格基準の妥当性も問題と考えられる。

一方、一般会計法案件は基本的に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイ
ドライン（平成 22 年 3 月 25 日改正）」に基づいて作成されているはずだが、「実施要
項（案）チェックリスト」の視点でみると、公サ法案件に比べ「×」も「△」も多い。
特に、「7. 情報開示について」の「×」が多く、この点での透明性を要望したい。

表ⅡB-2-1 各案件の実施要項との乖離状況

チェックリスト項番	就労条件 総合調査(厚労省) 該当項目 数: 71		農業物価 統計調査(農水省) 該当項目 数: 72		企業活動 基本調査(経産省) 該当項目 数: 74		消費動向 調査(内閣府) 該当項 目数: 69		サービス 産業動向 調査(総務省) 該当 項目数: 66	
	△ 件 数	× 件 数	△ 件 数	× 件 数	△ 件 数	× 件 数	△ 件 数	× 件 数	△ 件 数	× 件 数
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について										
(1) 対象公共サービスの詳細な内容	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1
(2) 確保されるべき対象公共サービスの質	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-
(3) 委託費の支払	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
2. 実施期間について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 入札参加資格について	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-
4. 入札参加者の募集について	-	-	2	-	1	-	1	-	-	-
5. 落札者決定のための評価基準等について	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 情報開示について	1	-	-	-	-	-	2	-	1	7
8. 使用させることができる国有財産について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者につ いて	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. 適用される法令の特例について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
12. 損害賠償について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
13. 評価について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. その他	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1
合計	4	0	4	0	4	0	8	0	5	11

2. 2 総合評価方式における配点の現状と課題

今回検討した案件の技術点、価格点の配点、配分比、評価基準、評価者に関する記
載状況を比較してみた。

公サ法案件はいずれも技術点对価格点比が「2:1」であり、民間の創意工夫を重視
した配点になっていた。

評価者については公サ法案件でも微妙に異なっている。評価者の人数の記載があっ
たのは消費動向調査のみであった。一方、一般会計法案件はそもそもその記載が見当
たらぬ。

これまでも国際標準資格としての ISMS、ISO の認証取得有無が加点項目として入

っている案件はあったが、調査に特化した ISO である ISO20252 の記載がある案件も出始めた。ISO20252 とは正式には「ISO 20252 : 2006 市場・世論・社会調査-用語およびサービス要求事項」を意味するもので、いわば調査に特化した ISO とも言うべきものである。JMRA での ISO20252 取得企業はまだ少ないものの、官が公的統計の品質基準として認め始めたということであれば歓迎したい。なお、総合評価方式は評価のフィードバック方法、加点項目の選定、加点基準など応札者にとって、わかりにくい面が多い。それらについてはあらためて論じたいと考えている。

2. 3 応札関連書類に関する課題

官公庁等に対して、“組織が縦割りで融通がきかない”という指摘があるが、応札という官民のインターフェースとなる業務にあっては、書式の統一化、標準化は特に期待したいところである。本稿では 2010 年度レポートで提案した点を応札関連提出書類一覧表として試みに作成してみた。応札実務の効率化は官民双方にメリットが大きいはずである。これを機会に統一化、標準化が進むことをあらためて期待したい。

第3章 「実施要項(案)チェックリスト」遵守評価

3. 1 公共サービス改革法対象案件での状況

3. 1. 1 「就労条件総合調査(厚生労働省)」のケース

1) 案件資料概要

タイトル：「平成 24 年、25 年及び 26 年就労条件総合調査の実査にかかわる業務一式 入札説明書」

業務期間：「平成 23 年 9 月下旬から平成 26 年 3 月 31 日までとする。」（本文に記載）

ボリューム：実施要項本文は 26 ページ。別紙 1～4、別添 1～4、参考 1～4 を含む総ページ数は 49 ページ。なお、それ以外に入札説明関連、契約書（案）、応札書類書式などがある。

2) チェック結果

チェック結果は○△×の対象項目 71 のうち、○が 67 項目で 94%、△が 4 項目 6 %、×は 0 項目である（表ⅡB-3-1）。詳細は「資料 4 実施要項（案）チェックリスト評価結果」を参照。

「○」はチェックリストの求める事項が実施要項等に記載されている、または妥当と判断される項目。「△」はチェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目。「×」は、チェックリストの求める事項が、実施要項等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目である。チェックリスト項番別の○△×件数の内訳は、下表のとおりである。

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とは「本件には該当しない」と本小委員会で判断したものである。

3) 「△」及び「×」判定理由について

「×」は見られなかった。

「△」判定理由（4 個）は次の通り。

① 「1. (1)⑥契約終了時の引継について明記されているか」

「業務の引継ぎ」については明記されているが、具体的内容には触れていない。「引継に必要な資料を求めた場合は応じること」とされているが具体性がなく、過大な資料作成負担が懸念される。

② 「1. (2)④達成目標が民間事業者の権限や責任範囲と合致しているか」

官が実施した平成 20 年、民間委託された平成 21～22 年の結果をみれば、目標のハードルは高く達成が困難なことは明らかである。

③ 「5. (1)③類似業務実績や官庁契約実績を過度に評価していないか」

官庁業務の実績と明記されていないが「回収率 70%以上の実績があるか」、といえは官庁実績しかあり得ず、事実上は官庁実績の有無が問われている。加点 18 点は大きい。

④ 「7. (2)⑥外部委託先の人員の変動とその要因等が注記されているか」

外部委託の人日に関する情報は平成 21 単年度分のみの記載なので、変動が把握できない。

4) 総括

チェック結果は、○△×対象項目 71 のうち、○が 67 項目で 94%と多くを占めている。しかし、△が 4 項目で 6 %と改善の余地は残されている。

従来の実施に関する情報の開示については、従来の実施に要した人員のうち外部委託先の人員の情報が単年度分のみで、変動を表す複数年の情報がいないため、△項目となっている。把握されていないのであれば、情報が無いことを明記してもよいのではないかと。

表ⅡB-3-1 実施要項とのチェック結果（「就労条件総合調査（厚生労働省）」）

チェックリスト項番	実施要項項番対応	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件非 該当件 数	統計調 査非該 当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について (1) 対象公共サービスの詳細な内容	1 就労条件総合調査の概要 *以下の○○は調査名を示す	5	1	-	-	-	6
(2) 確保されるべき対象公共サービスの質	2 ○○に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質	4	1	-	-	1	6
(3) 委託費の支払		4	-	-	-	5	9
2. 実施期間について	3 ○○の契約期間	2	-	-	-	-	2
3. 入札参加資格について	4 民間競争入札に参加する者に必要な資格	4	-	-	3	-	7
4. 入札参加者の募集について	5 民間競争入札に参加する者の募集	9	-	-	1	-	10
5. 落札者決定のための評価基準等について	6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	8	1	-	2	1	12
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】(法第9条第2項第6号)		-	-	-	-	4	4
7. 情報開示について	7 ○○における従来の実施状況に関する情報の開示	14	1	-	3	1	19
8. 使用させることができる国有財産について		-	-	-	-	4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について		-	-	-	-	1	1
10. 適用される法令の特例について		-	-	-	-	1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	8 契約により民間事業者が講ずべき措置等	9	-	-	-	-	9
12. 損害賠償について	9 契約により民間事業者が負うべき責任	2	-	-	-	-	2
13. 評価について	10 法第7条8項に規定する評価に関する事項	3	-	-	1	-	4
14. その他	11 その他実施に関し必要な事項	3	-	-	-	-	3
	合計	67	4	0	10	18	99

3. 1. 2 「農業物価統計調査(農林水産省)」のケース

1) 案件資料概要

タイトル：「農業物価統計調査における民間競争入札実施要綱」

業務期間：「平成 23 年 11 月 1 日から平成 27 年 3 月末日まで（平成 24 年 1 月調査から平成 26 年 12 月調査）とする。」（本文に記載）

ボリューム：実施要項本文は 22 ページ。

2) チェック結果

チェック結果は、○△×の対象項目 72 のうち、○が 68 項目で 94%、△が 4 項目 6%、×が 0 項目である。詳細は「資料 4 実施要項（案）チェックリスト評価結果」を参照。

「○」は、チェックリストの求める事項が、実施要項等に記載されている、または妥当と判断される項目。「△」は、チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目。「×」は、チェックリストの求める事項が、実施要項等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目である。

チェックリスト項番別の○△×件数の内訳は、下表のとおりである。

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とは「本件には該当しない」と本小委員会で判断したものである。

3) 「△」及び「×」判定理由について

「×」は見られなかった。

「△」判定理由（4 個）は次の通り。

① 「1. (1)⑥契約終了時の引継について明記されているか」

「業務の引継ぎ」については明記されているが、具体的内容には触れていない。

「引継に必要な資料を求める場合がある。・・・この場合は資料の作成・提出を行うこと」とされているが一般的であり、過大な資料作成負担が懸念される。

② 「3. (2)④共同事業体による入札参加を認める場合において・・・」

共同事業体の記述はない。「認める場合において」と認めない可能性を許容しているが、入札実施要項としては「共同事業体の項目はあるか」と認める前提ではどうか。

③ 「4. (1)⑥「事業の引継ぎ期間が十分に設けられているか」

期間の記述はない。

④ 「4. (2)②共同事業体による入札参加を認める場合において・・・」

前述のとおり。

4) 総括

チェック結果は、○△×対象項目 72 のうち、○が 68 項目で 94%と多くを占めている。入札実施要綱に沿って概ね作成されている。引継ぎに関する具体的明示と共同事業体記載については、実施可能性があるとみて△をつけた。

表ⅡB-3-2 実施要項とのチェック結果（「農業物価統計調査（農林水産省）」）

チェックリスト項番	実施要項項番対応	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件非 該当件 数	統計調 査非該 当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について（1）対象公共サービスの詳細な内容	1 就労条件総合調査の概要 ＊以下の○○は調査名を示す	5	1	-	-	-	6
（2）確保されるべき対象公共サービスの質	2 ○○に係る委託業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質	5	-	-	-	1	6
（3）委託費の支払		4	-	-	-	5	9
2. 実施期間について	3 ○○の契約期間	2	-	-	-	-	2
3. 入札参加資格について	4 民間競争入札に参加する者に必要な資格	2	1	-	4	-	7
4. 入札参加者の募集について	5 民間競争入札に参加する者の募集	7	2	-	1	-	10
5. 落札者決定のための評価基準等について	6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	9	-	-	2	1	12
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】（法第9条第2項第6号）		-	-	-	-	4	4
7. 情報開示について	7 ○○における従来の実施状況に関する情報の開示	17	-	-	1	1	19
8. 使用させることができる国有財産について	8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	-	-	-	-	4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について		-	-	-	-	1	1
10. 適用される法令の特例について		-	-	-	-	1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	9 契約により民間事業者が講ずべき措置	9	-	-	-	-	9
12. 損害賠償について	10 契約により民間事業者が負うべき責	2	-	-	-	-	2
13. 評価について	11 法第7条8項に規定する評価に関する事項	3	-	-	1	-	4
14. その他	12 その他の実施に関する必要な事項	3	-	-	-	-	3
	合計	68	4	0	9	18	99

3. 1. 3 「企業活動基本調査(経済産業省)」のケース

1) 案件資料概要

タイトル：「経済産業省企業活動基本調査における民間競争入札実施要項」

業務期間：「平成 24 年 4 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。」

本業務期間の対象となる調査は、「平成 24 年調査・平成 25 年調査・平成 26 年調査」。(本文に記載)

ボリューム：実施要項本文は全 45 ページ。

2) チェック結果

チェック結果は、○△×の対象項目 74 のうち、○が 70 項目で 95%、△が 4 項目 5%、×は 0 項目である。詳細は「資料 4 実施要項(案)チェックリスト評価結果」を参照。

「○」は、チェックリストの求める事項が、実施要項等に記載されている、または妥当と判断される項目、「△」は、チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目。「×」は、チェックリストの求める事項が、実施要項等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目である。チェックリスト項番別の○△×件数の内訳は、下表のとおりである。

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とは「本件には該当しない」と本小委員会で判断したものである。

3) 「△」及び「×」判定理由について

「×」は見られなかった。

「△」判定理由(4 個)は次の通り。

① 「1. (1)⑥契約終了時の引継について明記されているか」

「業務の引継ぎ」については明記されている(実施要項 I.2.(3))が、具体的な内容までの記述はない。また、民間事業者が変更となる場合には、「引継に必要な資料を求める場合がある。……この場合は資料の作成・提出を行うこと」とされているが、過大な資料作成負担が懸念される。

② 「4. (1)④……仕様書やマニュアル等の情報も開示することとされているか」

「政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書(仮)」を参照すること。」(実施要項 I.2.(4)⑩)とあるが、入手方法・可能時期等についての記述がない。同様のことが、機械審査の「STATS 操作マニュアル」(実施要項 I.2.(4)⑬)についてもいえる。

③ 「5. (1)②「必須項目を設定する場合は、必要最小限のものとなっているか」

処理能力・処理実績、審査(STATS)等について、過剰感あるいは判断基準が不明との印象がある。(実施要項 V. 1.(1))

④ 「14.(2)①……評価委員会の権限やメンバー構成が記載されているか」

権限、メンバー構成については、具体的な記述がない。(実施要項 XI. 8.)

4) 総括

チェック結果は、対象項目 74 のうち、○が 70 項目で 95%と多くを占めている。「実施要項(案)チェックリスト」に沿って概ね作成されている。引継ぎに関する事項とマニュアル等の情報開示について、もう少し具体的な記述をお願いしたいとの考えから△をつけた。×対象項目はなし。

表ⅡB-3-3 実施要項とのチェック結果（「企業活動基本調査（経済産業省）」）

チェックリスト項番	実施要項項番対応	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件非 該当件 数	統計調 査非該 当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について（1）対象公共サービスの詳細な内容	I.1. 経済産業省企業活動基本調査の概要等 *以下の○○は調査名を示す	5	1	-	-	-	6
(2) 確保されるべき対象公共サービスの質	I. ○○調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質	5	-	-	-	1	6
(3) 委託費の支払	I.4.契約金額の支払について	4	-	-	-	5	9
2. 実施期間について	I.2.○○調査に係る請負業務の内容	2	-	-	-	-	2
3. 入札参加資格について	Ⅲ. 民間競争入札に参加する者に必要な資格	5	-	-	2	-	7
4. 入札参加者の募集について	Ⅳ. 民間競争入札に参加する者の募集	8	1	-	1	-	10
5. 落札者決定のための評価基準等について	V. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法	8	1	-	2	1	12
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】（法第9条第2項第6号）		-	-	-	-	4	4
7. 情報開示について	Ⅵ. ○○における従来の実施状況に関する情報の開示	17	-	-	1	1	19
8. 使用させることができる国有財産について	Ⅶ.民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	-	-	-	-	4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について		-	-	-	-	1	1
10. 適用される法令の特例について		-	-	-	-	1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	Ⅷ.契約により民間事業者が講ずべき措置等	9	-	-	-	-	9
12. 損害賠償について	Ⅸ. 契約により民間事業者が負うべき責任	2	-	-	-	-	2
13. 評価について	X.実績評価	3	-	-	1	-	4
14. その他	X I.その他実施に関し必要な事項	2	1	-	-	-	3
	合計	70	4	0	7	18	99

3. 1. 4 「消費動向調査(内閣府)」のケース

1) 案件資料概要

タイトル：「消費動向調査の実査業務」一般競争入札関係資料

業務期間：「平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 3 月 29 日までとする。」（本文に記載）

ボリューム：「『消費動向調査の実査業務』仕様書」本文は 15 ページ。「消費動向調査における民間競争入札実施要項」本文は 22 ページ。調査の概要などは重複記載となっている。なお、別紙などを含む総ページ数は 217 ページ。別紙の中に入札説明関連、契約書（案）、応札書類書式などがある。

2) チェック結果

チェック結果は、○△×の対象項目 69 のうち、○が 63 項目で 91%、△が 8 項目 12%、×が 0 項目である。詳細は「資料 4 実施要項（案）チェックリスト評価結果」を参照。

「○」は、チェックリストの求める事項が、実施要項等に記載されている、または妥当と判断される項目、「△」は、チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目。「×」は、チェックリストの求める事項が、実施要項等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目である。

チェックリスト項番別の○△×件数の内訳は、下表のとおりである。

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とは「本件には該当しない」と本小委員会で判断したものである。

3) 「△」及び「×」判定理由について

「×」は見られなかった。

「△」判定理由（6 個）は次の通り。

① 「1. (1)⑥契約終了時の引継について明記されているか」

「業務の引継ぎ」については明記されているが、具体的内容には触れていない。「必要に応じて、必要な書類を求めるものとする」とされているが具体性がない。

② 「1. (2)③達成目標の設定に当たっての基本的な考え方が明記されているか」

新規で実施する郵送調査については、前年実績もなく目標のみ記載（但し、入札説明会で「月毎にばらつきがあると想定されるため、年平均とした」との解説あり）。

③ 「3. (2)③契約終了後、新たな入札時に入札参加資格の見直しの検討を行っているか」

見直しの検討の有無は、実施要項上ではわからない。

④ 「3. (2)④共同事業体による入札参加を認める場合において・・・」

共同事業体の記述はない。問合せると共同事業体による入札参加は認めないとのことであるが、「認める場合」は「認める可能性」を残した表現で曖昧であり、「共同事業体の記載の有無」としたほうが明解である。

⑤ 「4. (2)②共同事業体による入札参加を認める場合において・・・」

前述のとおり。

⑥ 「7. (2)④業務従事者に求められる知識経験等が記載されているか」

業務について詳細な説明が記載されているが、業務従事者の知識経験に関する記載はない。

- ⑦ 「7. (2)⑤繁閑の状況及び繁閑により生ずる対応等について注記されているか」
記載なし（毎月実施する調査のため、繁閑の差は発生しない?）。
- ⑧ 「14. (2)① 実施要項案の作成、落札者決定のための評価、事業の評価において、外部有識者を含む評価委員会を活用する場合は、実施要項中の適切な箇所に評価委員会の権限やメンバー構成が記載されているか」
落札者の決定に外部評価者を指名とあり、入札説明会でメンバーを発表しているが、実施要項案の作成や事業の評価については判断できない。

4) 総括

チェック結果は、○△×対象項目 69 のうち、○が 63 項目で 91%と多くを占めている。入札実施要項に沿って概ね作成されている。

△項目は 6 項目で 9%となっている。

「1. (2)③達成目標の設定の考え方」は、今年度から追加される郵送調査についての記載は難しい面もあり、次年度は具体的な明示が期待できる。

また、「7. (2)⑤繁閑の状況及び繁閑により生ずる対応等」は、月単位での業務量はほとんど同一のため、繁閑の差はないと想定していると思われる。

表ⅡB-3-4 実施要項とのチェック結果（「消費動向調査（内閣府）」）

チェックリスト項番	実施要項項番対応	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件非 該当件 数	統計調 査非該 当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について（1）対象公共サービスの詳細な内容	I 消費動向調査の概要	5	1	-	-	-	6
(2) 確保されるべき対象公共サービスの質	II 消費動向調査に係る請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質	4	1	-	-	1	6
(3) 委託費の支払	II. 7 契約金額の支払いについて	4	-	-	-	5	9
2. 実施期間について	III 契約期間	2	-	-	-	-	2
3. 入札参加資格について	IV 民間競争入札に参加する者に必要な資格	2	2	-	3	-	7
4. 入札参加者の募集について	V 民間競争入札に参加する者の募集	8	1	-	1	-	10
5. 落札者決定のための評価基準等について	VI 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	10	-	-	1	1	12
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】（法第9条第2項第6号）		-	-	-	-	4	4
7. 情報開示について	VII 消費動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示	11	2	-	5	1	19
8. 使用させることができる国有財産について		-	-	-	-	4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について		-	-	-	-	1	1
10. 適用される法令の特例について		-	-	-	-	1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	VIII 契約により民間事業者が講ずべき措置等	9	-	-	-	-	9
12. 損害賠償について	IX 第三者に損害を加えた場合における民間事業者が負うべき責任	2	-	-	-	-	2
13. 評価について	X 法第7条8項に規定する評価に関する事項」とある	4	-	-	-	-	4
14. その他	XI その他の実施に関し必要な事項	2	1	-	-	-	3
	合計	63	8	0	10	18	99

3. 2 公共サービス改革法非対象案件での状況

「サービス産業動向調査(総務省)」のケース

1) 案件資料概要

タイトル：「サービス産業動向調査の実施業務委託」入札説明書

業務期間：「平成 23 年 8 月 24 日から平成 25 年 3 月 31 日まで（平成 24 年 1 月調査から平成 24 年 12 月調査）とする。」（本文に記載）

ボリューム：仕様書、企画書等の作成要領及び落札者の決定方法（以下仕様書等）の本文は 34 ページ。

2) チェック結果

チェック結果は、○△×の対象項目 66 のうち、○が 50 項目で 76%、△が 5 項目 5%、×が 11 項目 11%である。詳細は「資料 4 実施要項（案）チェックリスト評価結果」を参照。

「○」は、チェックリストの求める事項が、仕様書等に記載されている、または妥当と判断される項目、「△」は、チェックリストの求める事項について、記載はあるものの不十分である、記載内容について要望がある、またはチェックリストの求める要件を満たしているか判断がつかない項目。「×」は、チェックリストの求める事項が、仕様書等に記載されていない、または妥当ではないと判断される項目である。チェックリスト項番別の○△×件数の内訳は、下表のとおりである。

なお、統計調査非該当項目は内閣府公共サービス改革推進室の説明に基づくものである。一方、本件非該当項目とは「本件には該当しない」と本小委員会で判断したものである。

3) 「△」及び「×」判定理由について

「×」判定理由（11 個）は次の通り。

① 「1. (1)⑥契約終了時の引継」について明記されているか
「業務の引継ぎ」については記述なし。

② 「7. (1)②複数年の情報提供」について
提出物・書類等は詳細に記述があるが、実績情報はなし、概算送付数量のみ。

③ 「7. (1)③経費変動の要因注記」について
情報の記述なし。

④ 「7. (2)①人員算定方法は指針に・・・」について
情報の記述なし。

⑤ 「7. (2)②複数年の情報」について
情報の記述なし。

⑥ 「7. (2)③人員変動要因」について
情報の記述なし。

⑦ 「7. (4)②従来の実施における複数年の情報」について
情報の記述なし。

⑧ 「7. (4)③従来の実施における数値変動の要因」について
情報の記述なし。

⑨ 「12. (1)国が第三者に対して賠償・・・」について
記述なし。

⑩ 「12. (2)民間事業者が第三者に対して賠償・・・」について
記述なし。

- ⑪ 「14. (1)②会計監査院の会計監査になること」について
記述なし。

「△」判定理由（5 個）は次の通り。

- ① 「1. (2)③達成目標の基本的考えかた」について
目標回収率（100%）と最低回収率の 2 つの指標があるが基本的指標かが明確ではない。
- ② 「1. (3)③委託費の支払いの一次保留」について
「検査合格」を前提とする、との記述はあるが、明確に保留するとの記述はない。
再検査の記述があり、該当するとも思われる。
- ③ 「5. (3)①落札者の決定理由等を公表」について
「公表」についての記述なし。実際には入札参加各社に採点結果を通知している。
- ④ 「7. (2)⑤繁閑の状況」について
情報の記述なし。毎月実施なので繁閑状況はあまり関係ないものと思われる。
- ⑤ 「11. (4)①契約を変更する場合の…」について
文書提出、要承認との記述までで、具体的な手続きについては記述がない。

4) 総括

チェック結果は、○△×対象項目 66 のうち、○が 50 項目で 78%を占めている。
公共サービス改革法に則った案件ではないため、従来の実施状況についての記述がないのが目立つ。△をつけた項目については、記述はあるが、具体的な方法や手順が明記されていないことが多く見受けられた。

表ⅡB-3-5 実施要項とのチェック結果（「サービス産業動向調査（総務省）」）

チェックリスト項番	仕様書等項番対応	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	本件非 該当件 数	統計調 査非該 当件数	合計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について（1）対象公共サービスの詳細な内容	1 調査の概要、2 受託者が行う業務	5	-	1	-	-	6
（2）確保されるべき対象公共サービスの質	3 業務実施上の注意、4 委託業務の条件等	4	1	-	-	1	6
（3）委託費の支払	契約書	3	1	-	-	5	9
2. 実施期間について	5 調査の実施業務委託期間	2	-	-	-	-	2
3. 入札参加資格について	入札説明書	3	-	-	4	-	7
4. 入札参加者の募集について	入札説明書	9	-	-	1	-	10
5. 落札者決定のための評価基準等について	「サービス産業動向調査の実施業務委託」に係る企画書等の作成要領及び落札者の決定方法	8	1	-	2	1	12
6. 情報遮断のための措置について 【官民競争入札の場合のみ】（法第9条第2項第6号）		-	-	-	-	4	4
7. 情報開示について	※情報開示について明確に記載した項目はない。	5	1	7	5	1	19
8. 使用させることができる国有財産について		-	-	-	-	4	4
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について		-	-	-	-	1	1
10. 適用される法令の特例について		-	-	-	-	1	1
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	4 委託業務の条件等、契約書	8	1	-	-	-	9
12. 損害賠償について	記載なし	-	-	2	-	-	2
13. 評価について		3	-	-	1	-	4
14. その他	記載なし	-	-	1	2	-	3
	合計	50	5	11	15	18	99

第4章 総合評価方式における配点の現状と課題

公サ法案件では「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」（「官民競争入札等監理委員会」：平成 22 年 3 月 31 日付）に「5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」とあり、評価項目の設定、評価方法についての指針が具体的に記述されている。本来、それとの準拠度合いを含めた総合的な検討が必要だが、それは別の機会に譲るとして、ここでは、検討案件の総合評価方式の配点状況を確認してみたい。

表 7 は今回取り上げた案件の技術点、価格点配分である。

公サ法案件では就労条件総合調査の合計点が 423 点と他の 3 案件の 300 点と異なっている。但し、技術点对価格点比はいずれも「2 : 1」であり、技術点のウエイトが高い点は共通である。また、加点項目審査基準評価は同一となっている。

また、「6. 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法」の記載（表中の「評価者」欄）も府省独自の傾向が見える。少なくとも、消費動向調査のように評価者人数の記載があってもよいのではと思われる。

表 II B-4-1 各調査の技術点・価格点配分

調査名	技術点 満点	価格点 満点	合計点及び 技術・価格比率	加点項目審査基準	評価者
就労条件総合調査(厚生省)－公サ法	282 点 必須項目：基礎点:66 点 任意項目：加点:216 点	141 点	423 点 技術:価格 ＝67:33 ≒2:1	A:非常に優れている:3 B:優れている:2 C:標準的・普通:1 D:記載なし、又は期待できない:0 最低の水準:0	「厚生労働省及び外部有識者(以下「評価者」という。)による審査を行なう。」とある。
農業物価統計調査(農水省)－公サ法	200 点 必須項目：基礎点:50 点 加点:150 点	100 点	300 点 技術:価格 ＝2:1	A:非常に優れている:3 B:優れている:2 C:標準的・普通:1 D:記載なし、又は期待できない:0	「なお、評価においては、外部有識者(評価者)による審査も行なうこととする」とある。
企業活動基本調査(経産省)－公サ法	200 点 必須(基礎点):50 点 任意項目:加点:150 点	100 点	300 点 技術:価格 ＝2:1	A:非常に優れている:3 B:優れている:2 C:標準的・普通:1 D:記載なし、又は期待できない:0	同上
消費動向調査(内閣府)－公サ法	200 点 基礎点:62 点 加点:138 点	100 点	300 点 技術:価格 ＝2:1	A:非常に優れている:3 B:優れている:2 C:標準的・普通:1 D:記載なし、又は期待できない:0	「なお、評価者として、内閣府職員(5 名)のほか外部有識者(1 名)を指名する」とある。
サービス産業動向調査(総務省)－一般会計法 (平成23年6月)	300 点 新規性、創造性、効率性項目:150 点 実施体制、実績評価項目:150 点	150 点	450 点 技術:価格 ＝2:1	A:非常に優れている:6 B:優れている、いくつかの点では特に優れている:5 C:優れている:4 D:標準的、いくつかの点では工夫がみられる:3 E:標準的、・提案内容が具体的で実現性が高い:2 F:標準的、普通:1 G:記載なし、効果が期待できない:0	特に記載なし。
価格点算出方式は共通で、「価格点＝満点×(1－入札価格÷予定価格)」である。0円なら満点、予定価格と同一なら「0点」となる。					

一方、「サービス産業動向調査(総務省)」(一般会計法案件)は公サ法案件とは異なる点が目立つ。最新の「統計調査における民間事業者の活用に係わるガイドライン」

の「委託先の適切な選定」の「ウ」に、「より高い品質の確保を図る必要がある統計調査については、委託業務の内容等に応じて、総合評価落札方式による一般競争入札をはじめとする、価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法を積極的に活用するものとする」とある。公サ法とは異なる点があるが、技術点に重きをおき、内容的には公サ法と同様の高みを持っていると評価できる。また、昨年レポートで触れたが、評価委員の評価点が応札者に配布される点についても、応札者のモチベーションを高めることとして再度記述しておきたい。

今回は技術点・価格点の配点、配分比、評価基準、評価者に関する記載状況を比較してみた。評価は、応札者にとって最も気になるものであり、フィードバック方法や評価の透明性を望む声が多い。また、技術点評価は品質確保視点での履行能力を測るものと思われるが、郵送法が大半の公サ法案件では、調査員調査に比べ評価項目・視点に大差があるとも思えない。現状では、項目の選定基準、加点項目の選定、加点程度などで各府省の独自傾向が強い。今後は、このあたりを含めた現状を確認していきたいと考える。

一例として、ISO 認証に関する記述をみてみたい（表ⅡB-4-2）。今回取り上げた案件別の記述は以下の通りである。

表ⅡB-4-2 実施要項に見られる ISO に関する記述

調査名	総合評価項目にみる ISO 関連項目	ISO に関する記述	評価の 視点	得点種別と得点配分
就労条件総合調査(厚労省)－公サ法	2.1 事業実績	ISO9001 の認証を受けているか	資格	加点項目 認証を受けている:6
農作物価統計調査(農水省)－公サ法	2.2 組織の専門性	ISO9001 の認証を受けているか	資格	加点項目 認証を受けている:3
企業活動基本調査(経産省)－公サ法	2.2 組織及び本業務従事予定者の専門性、類似調査実績、資格	ISO9001 や ISO20252 の認証を受けているか	資格	加点項目 認証を受けている:6
消費動向調査(内閣府)－公サ法	4 事業実績・資格	ISO9001 の認証を受けているか	資格	加点項目 認証を受けている:3
サービス産業動向調査(総務省)－一般会計法(平成 23 年 6 月)	2.2 組織の専門性、実績、資格	本業務の実施予定組織・部門が、財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISO9001 の認証又はこれと同等の認証を受けているか	資格	加点項目 認証を受けている:6

ISO 認証が加点項目での絶対評価である点－認証を受けていれば加点、受けてなければ 0 点である点は共通である。ISO という国際規格、しかも第三者認証資格という客観的指標が項目として入るのは望ましいといえる。但し、得点が 3 点または 6 点となっている。この違いが府省による ISO の重視度とも取れるが、ではどのように重視しているかが気になるところである。このようにわかりやすい資格でも府省間には温度差がある。評価項目及び評価の透明性は今後の課題として取り組んでいきたい。

ところで、ISO20252 の認証取得、ISO9001 と同等の認証取得を掲げる案件もある。ISO20252 とは正式には「ISO 20252 : 2006 市場・世論・社会調査-用語およびサービス要求事項」を意味するものである。この資格はいわば調査に特化した ISO とも言うべきものであり、官が公的統計の品質基準として認め始めたということであれば歓迎したい。ISO20252 はサービス認証資格－調査手法の認証資格そのものであるからである。

第5章 応札関連書類に関する課題と要望

(1) 検討にあたって

2010年度の本委員会検討資料のうち「民間版ガイドライン検討」では、第4章に「応札手続きの標準化について」として応札書類の現状を公共サービス改革法（以下、「公サ法」と略）と一般会計法、また府省間の比較をし、今後の「課題と提言」を行った。今回は、その「課題と提言」に触れつつ、作業としては「課題と提言」にある「提出書類一覧」の整理をしてみることにした。各府省が統一して行えば、民間事業者としては各府省の違いをさほど意識することがなく、また事務の効率化にも寄与できるのではないかと考える。

(2) 「課題と提案」の観察

- 総務省では、共同体条項があるが、他府省ではない。
⇒ 他の案件でも記載されている。ただし、一部の府省では記載がなく、問い合わせをすると不許可となる。
- 個別の資料（事例集、手順書・作業要領、審査事項、印刷見本、報告書見本等）の開示
⇒ さまざまである。資料が膨大になるので、説明会の時点での開示や必要であれば提供等がある。
- 見積もり内訳書（総務省）、履行証明書（経済産業省）、紙応札理由書（総務省、厚生労働省）等を求めている府省が一部ある。
⇒ 各府省でさまざまである。
- 入札説明会参加を要件としてあげている案件がある。
⇒ さまざまである。
- 質問方法については、利便性を鑑みメール等を認める。
⇒ さまざまである。
- 契約書、入札書、委任状について、全府省統一の内容にする。契約案については、2008年度のレポートでも問題として指摘した項目（再委託、瑕疵担保、損害賠償、契約変更、納期の無償延長、共同企業体など）については、第三者機関を含めた改善の検討を望む
⇒ さまざまである。
- 開札手順の統一性を望む。総合評価方式では応札者全員の技術点、金額及び価格点の公表及び評価内容通知。
⇒ 一般会計法では違いがある。
- 報告事務の軽減に努めていただきたい。
⇒ 変わらない。

(3) 「提出書類一覧」

次頁の表9に掲げる一覧表はひとつの目安である。膨大な入札資料は、作成する側の府省にとっても資料に齟齬がないか、応札業者にわかりやすくできているか等々、時間が取られると推察する。このような一覧表を作成すれば、民間業者にとっては効率化が期待でき、当然歓迎するところである。書式についてはまだ検討が不足しており、ここでは触れない。提出資料の一覧を示すだけにとどめる。

資料には重複しているものもあるが、公サ法案件は一般会計法案件より提出資料が多く、民間業者の負担軽減のため改善を期待したい。

また、質問や出席参加確認など、メール等で済ますことのできる資料もある。提出の形態であるが、I Tを使い可能な限り省力化した仕組みが必要である。よろしくご検討をお願いしたい。

表ⅡB-5-1 提出書類一覧表

《事例》

案件名 ()

各日付は締切日(実際は時間指定)

提出書類一覧	説明会参加時	事前書類提出	企画書提出時	開札時	落札後
説明会参加申請書	平成24年3月31日				
資格審査結果通知書		平成24年4月1日			
会社概要(営業経歴書)		平成24年4月1日			
登記簿謄本					
財務諸表					
プライバシーマーク許諾証		平成24年4月1日			
ISO認証		平成24年4月1日			
履行体制図		平成24年4月1日			
誓約書		平成24年4月1日			
入札参加書					
入札辞退					
入札書(封緘)			平成24年5月1日		
委任状			平成24年5月1日		
電子入札届					
紙媒体入札届					
実績証明書					
支所支店証明書					
社会保険納付証明書					
納税証明書					
計画書					
提案書			平成24年5月1日		
評価項目掲載一覧			平成24年5月1日		
プレゼンテーション			平成24年5月6日		
株主構成					
役員一覧					
役員住民票					
再入札書				平成24年5月10日	
契約書					平成24年5月20日
費用内訳					平成24年5月20日
実施計画書(落札後)					平成24年5月20日
再委託報告					平成24年5月20日
その他					
入札に際し、出席は必須か	○				
参加人数の事前届出は	—				

C.「資格制度検討」小委員会報告

2012 年 5 月

「資格制度検討」小委員会

第1章 「資格制度検討」小委員会の活動

1. 1 目的

公的統計調査を民間委託するにあたり、統計の品質確保が重要な課題とされている。民間の調査機関としても、質の確保を客観的な基準で提示することが必要だと認識している。品質を確保するための要素としては、いくつかの側面があるが、本小委員会としては調査機関の社員、および調査員の質について資格制度を検討し、導入・普及させることを目的とした。

1. 2 活動計画

資格制度はJMRAが独自の制度を作成するよりも、第三者評価であることが信頼性の面で望ましいことから、具体的には日本統計学会が創設を目指している「統計検定」に協力する形をとった。統計検定は主に統計学の質保証を目指した検定試験制度であるが、この中に統計調査士、および専門統計調査士という資格制度を導入する計画があり、その具体的な設計に協力した。小委員会の活動は、定例の委員会の開催だけでなく、別に関連団体との合同の委員会を開催する形で進めた。

1. 3 運営体制

以下の体制で小委員会を構成した。

- ◎ 鈴木 督久：(株) 日経リサーチ
 - 山中 博司：(一社) 中央調査社
 - 岩間 伸之：(株) サーベイリサーチセンター
 - 大竹 延幸：(株) マーケティング・サービス
 - 金子 順勇：(株) Ipsos 日本統計調査 (株)
 - 小須田 巖：(株) インテージリサーチ
 - 島崎 哲彦：東洋大学社会学部
 - 武井 雅：(株) 日本リサーチセンター
 - 中山 厚穂：首都大学東京大学院社会科学部研究科
- ◎：リーダー、○：サブリーダー

第2章 活動結果の要約

具体的な成果は統計検定センターの「統計検定」に含まれる専門統計調査士、統計調査士の検定試験の実施（2011 年 11 月 20 日）に結実した。資格認定制度が公的統計調査に限らず、民間の調査機関の社員・調査員を対象にするよう制度設計したところに、小委員会の活動の力点を置いた。また、初期段階で制度が普及するように、経過措置として調査実務の経験評価を加えた点も、調査業界の実態を反映させる一助となった。